

## 平成29年第3回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 6月7日(水)から20日(火)まで14日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
7日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
8日	木			
9日	金			
10日	土			
11日	日			
12日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
13日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
14日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
15日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
16日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
17日	土			
18日	日			
19日	月	予 備 日		
20日	火	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成29年鞍手町議会第3回定例会会議録（第1号）						
平成29年 6月7日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成29年 6月7日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
	平成29年 6月7日 午後1時21分					星 正 彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 員	2	須藤信一郎		3	川野高實	

職 務 出 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 次 長	長 浦 良	出欠
	町 長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課 長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課 長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課 長	石井通稔	出欠	上下水道 課 長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課 長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課 長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

## 平成29年第3回鞍手町議会定例会議事日程

6月7日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第26号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第27号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第28号 鞍手町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
- 日程第6 議案第29号 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第7 議案第30号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第31号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町一般会計補正予算第6号）
- 日程第9 議案第32号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）
- 日程第10 議案第33号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号）
- 日程第11 議案第34号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号）
- 日程第12 議案第35号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号）
- 日程第13 議案第36号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第37号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成29年度固定資産税の課税免除
- 日程第15 議案第38号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更
- 日程第16 議案第39号 専決処分の承認（平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）
- 日程第17 議案第40号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年6月7日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成29年第3回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

鞍手インターチェンジ周辺開発の進捗状況について、行政報告をいたします。

鞍手インターチェンジ周辺については、インター出入口北側の用地、約20万平方メートルについて、事業主体である鞍手開発合同会社による開発計画が進行いたしております。

現在、鞍手開発合同会社により、鞍手町を除くほぼ全ての地権者との間で土地売買契約が締結されており、開発許可等の申請に向けて町、県及び関係機関との間で事前協議を進めているところです。

また、当該用地の中心部には、約1万2千平方メートルの町営墓地があり、平成25年度に墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地の廃止にかかる広告を実施したところ、8基が有縁であることを確認しております。

先般から、この8基の墓地利用権者との間で、他の墓地への墓石等の移設や菩提寺への御骨の移動、いわゆる改葬について協議を進めているところですが、大半の利用権者が、他の墓地への墓石等の移設を希望されていることから、現在、適当な用地の確保について調整をいたしております。

当該移設にかかる経費については、鞍手開発合同会社が全額負担することで合意をいたしております。また、今月中旬以降、移設工事に必要な樹木の伐採を行いたいとの申し出があり、これに伴い森林法に基づく伐採届けを受理しております。

なお、開発用地に進出する具体的な企業については、10数社ほどの企業から申し出があり、現在、鋭意折衝を重ねている段階とのことであります。

以上で、鞍手インターチェンジ周辺開発の進捗状況について、行政報告を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております平成28年度鞍手町繰越明許費、繰越計算書の報告と、鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事第65工区請負契約の変更、第2回報告及び社会資本総合整備事業、町道本町・新延線、第二新延橋修繕工事請負契約の変更、第1回報告と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布しますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において2番議員 須藤信一

郎君及び3番議員 川野高實君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から6月20日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって会期は本日から6月20日までの14日間に決定しました。

次に、日程第3 議案第26号から日程第7 議案第30号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第26号から日程第7 議案第30号までの5件につきまして、一括して提案説明させていただきます。

議案第26号及び議案第27号の2件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしました、一部改正条例の承認、議案第28号は、新規制定条例、議案第29号及び議案第30号の2件は、一部改正条例であります。

日程第3 議案第26号鞍手町税条例の一部を改正する条例及び日程第4 議案第27号鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認であります。

地方税法及び航空機燃料譲渡税法の一部を改正する法律等が本年3月31日公布、4月1日施行されたことに伴い、それぞれの条例の一部を改正する必要が生じたため専決処分を行ったものであります。

次に、日程第5 議案第28号は、鞍手町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例であります。

本条例は、町の機関に係る申請、届出等、条例又は規則に基づく手続きについて、書面等によることに加え、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるよう必要な事項を条例で制定するものであります。

次に、日程第6 議案第29号は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

本条例改正は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例の整理を行うものであります。

次に、日程第7 議案第30号は、鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、国家公務員退職手当法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第3 議案第26号から日程第7 議案第30号までの提案説明であります。  
ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第8 議案第31号から日程第13 議案第36号までの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第8 議案第31号から日程第13 議案第36号までの6件につきまして、一括して提案説明させていただきます。

日程第8 議案第31号から日程第13 議案第36号までの6件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日付けで専決処分いたしました。平成28年度の補正予算に関する議案5件及び平成29年度の補正予算1件であります。

日程第8 議案第31号は、専決第1号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算第6号の承認であります。

本補正予算は、国の財政手続きの関係から地方譲与税及び税交付金、地方交付税のうち特別交付税及び国、県支出金などの確定が遅れたことや歳出の執行残の減額などにより、専決処分を行ったものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳入では、6款 地方消費税交付金の確定で2,807万4千円、10款 地方交付税のうち特別交付税の確定で5,561万円などを追加する一方で、補助事業等の確定に伴う国庫及び県支出金などの減額を行っております。

また、歳出では、主に事業費の確定に伴う減額を行っており、3款 民生費では、1項 社会福祉費において、11目の障害者福祉費で、利用者数の減少などにより8,054万9千円を、4款 衛生費では、1項 保健衛生費 2目の予防費においてB型肝炎ウイルス及び高齢者インフルエンザの予防接種者の減少などにより1,924万3千円を、8款 土木費では、4項 都市計画費において、流域関連公共下水道特別会計への繰出金の減額などにより4,601万1千円を、10款 教育費では、5項 幼稚園費において幼稚園就園奨励費の確定などにより3,741万4千円を減額しております。

これらの要因により生じた財源余剰額2億6,714万1千円につきましては、歳入側18款 繰入金のうち財政調整基金からの繰入金1億9,116万8千円及び職員退職手当基金からの繰入金2,300万円を減額するとともに、歳出側の2款 1項 8目の財政調整基金費の中で公共施設等整備基金に5,183万8千円を積み立てることなどにより、歳入歳出予算を調整しております。

そして、これらの要因により、歳入歳出それぞれ1億8,509万1千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ69億6,835万円といたしました。

次に、日程第9 議案第32号は、専決第2号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ1万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ55万1千円といたしました。

次に、日程第10 議案第33号は、専決第3号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ2,248万6千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億4,365万5千円といたしました。

次に、日程第11 議案第34号は、専決第4号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ1,083万8千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,210万5千円といたしました。

次に、日程第12 議案第35号は、専決第5号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号の承認であります。

本補正予算は、歳入歳出が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ322万8千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ406万6千円といたしました。

次に、日程第13 議案第36号は、平成29年度鞍手町一般会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、2款 総務費において庁舎等建替えに伴う市町村役場機能緊急保全事業債の適用条件を満たすための耐震診断調査費を追加するほか、7款 商工費において都市農村共生・対流対策事業に取り組むための関連予算などを追加しております。

これらの要因により、歳入歳出それぞれ2,803万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ72億4,776万2千円としております。

以上が、日程第8 議案第31号から日程第13 議案第36号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第14 議案第37号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 徳島 眞次君

日程第14 議案第37号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第14 議案第37号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成29年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、平成29年度分の固定資

産税の課税免除申請が、企業12社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものがあります。

以上が、日程第14 議案第37号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第15 議案第38号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 徳島 眞次君**

日程第15 議案第38号につきまして提案説明を申し上げます。

日程第15 議案第38号は、地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更であります。

地方独立行政法人くらて病院におきまして、訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所を設立するにあたり、定款の変更が必要となりましたので、本定款の一部を変更するものであります。

以上が、日程第15 議案第38号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第16 議案第39号及び日程第17 議案第40号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 徳島 眞次君**

日程第16 議案第39号及び日程第17 議案第40号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第16 議案第39号は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年5月31日付けで専決処分いたしました、平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の承認であります。

本補正予算は、平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算見込において、歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成29年度の歳入を繰上げ、これに充用したものであります。

なお、繰上げ充用措置は、出納閉鎖整理期間内に行わなければならないことから、平成29年5月31日付けで専決処分をしたものであります。

歳入歳出それぞれ1億1,342万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億6億170万8千円といたしました。



次に、日程第17 議案第40号は、平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、平成29年度概算額の確定により、後期高齢者支援金と介護納付金を減額し、前期高齢者納付金と前期高齢者交付金を追加するもので、これらの増減に伴い、国庫支出金等の補正要因を調整したものであります。

歳入歳出それぞれ3,358万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ25億6,812万8千円としております。

以上が、日程第16 議案第39号及び日程第17 議案第40号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日8日から11日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日8日から11日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

散会 13時21分

平成29年鞍手町議会第3回定例会会議録（第2号）						
平成29年 6月12日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成29年 6月12日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
	平成29年 6月12日 午後4時24分					星 正 彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 員	2	須藤信一郎		3	川野高實	

職 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 次長	長浦良	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	石井通稔	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

# 平成29年第3回鞍手町議会定例会議事日程

6月12日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問



平成29年6月12日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に、6番議員 田中二三輝君の質問を許可します。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

通告に従いまして一般質問を行います。

今回は消防水利について、町長のお考え等を確認させていただきたいと思います。

尚、この質問等につきましては、私が3年程前に同じような形で一般質問をさせていただき、ご記憶もあるかと思いますが、更なる拡充ということで、今現在の状況、町長のお考え、今後の考え方等について確認をさせていただきます。

それでは質問に入ります。

1番目の消防水利の現状ということでございますが、ここで現状はどうなっていますかというふうに町長にお尋ねしますと、当然また課長にデータのなことを説明させると思います。一般質問でございますので町長にお答えいただきたいという気持ちがございますので、今回は私がデータのなことは、まずお話をいたします。

町長もご存じだと思いますが、この市町村要覧に則ってデータを確認させていただきました。まず、本町の面積は35.6キロ㎡、これが平成27年の10月1日現在です。それから耕地が8.43キロ㎡、森林が12.88キロ㎡、宅地が4.27キロ㎡、多少数字が合わないところは道路、池、河川なりかなというふうに思います。耕地、森林等の引いたところは1.4キロ㎡、宅地も含んであります。これらの地域に、防火水槽や消火栓等はどうなっているのかということでございますが、防火水槽が160基、消火栓が237基、その他プールや河川等が33箇所、消防水利として利用可能だということで、合計で430基設置がされているということです。町長はもうご存じのとおり消防水利は半径140メートルの範囲内で設置をしていく、これは基本的にそうなっている。市街地、密集地等ではデータは違ってくると思いますが、本町の場合は半径140メートルの範囲内に1基設置するというふうに考えていいのかなと理解をしております。そこで、消防水利、防火水槽、消火栓なりがどの程度の面積を占めているかという、半径140メートルの円の面積を求めればいだけですから0.06キロ㎡というふうになります。これを例えば、宅地4.27キロ㎡で考えたときに約72基あればいいと、それから町全体を考えた場合は594基なければいけないと、先程申し上げました森林や耕地、これらを外したところが約1.4キロ㎡、これを網羅するには

239あればいいと。これらの数字から言いますと、先程述べました既に設置されていると考えていい施設が430施設あり、これらのデータをまずご紹介いたしまして、町長は今現在の本町の消防水利の設置状況、これをどのように判断されているのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

はい。調べていただいてありがとうございます。

まず、おさらいになりますが、水防水利の基準につきましては、消防庁より「消防水利の基準」という通達が出されており、その基準によりますと消防水利は、防火対象物からひとつの消防水利に至る距離が、今議員がおっしゃったように、140メートル以下となるように設けなければならないと記されております。

平成29年3月末の町内の消防水利の状況としましては、消火栓が237基、防火水槽が160基ございます。この数値から何をもって足りている、足りていないかを判断するのは非常に難しく、住宅地だけを満たせばよいのか、それとも山林や田畑を全てカバーする必要があるのか等、非常に難しい部分があります。ただ、住宅地については過去から計画的に消防水利を設置してきておりますので、概ねであります配置されていると考えますが、住民の安全・安心の確保を図るためにも、防火水槽につきましては毎年1基、消火栓につきましても1基ないし2基の整備を進めております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

面積的に考えた場合には、集団として1カ所のところにまとまっていれば、今言った数字が明らかに基準値以上のものが既に本町にはあるということで、非常に安心できる状態だというふうにデータ的には考えていいかもしれませんが、本町の場合は昔からある町並みでございますので、一団の住宅地というのは数が少ない。その中で考えなければいけないのは、いろいろな周辺部分、特に鞍手の場合は平地がほとんど農耕地でございますので、山の裾野に流れるように広い範囲で居住地といったような環境にあるわけですので、一概にこのデータから消防水利がきちんとできあがっているということは、町長もそこまでは考えていないということでしたので多少安心いたしました。いま現在そういうふうに町長がお考えになっているということでございますので、今後更なる整備計画等も必要だろうとお感じになっているというふうに考えます。

一つ確認的なことなのですが、これは聞いた話で、通告書に入っていないので町長がご存じないかもしれませんが一つ紹介をしておきます。

地図上のデータで見たときには、確かにそこに防火水槽がある。昔はそれで良かったかもしれないが、いま消防の車両というのは大型化になっていきますので、非常に防火水槽に寄り付きにくいというような所も実際にあるということ消防本部の方からもお話を伺っていま

す。それらの状況等につきましては、消防本部のご担当者と本町の担当者の方が、逐次その辺を確認しながら、今後どのように、移動するなり、それはそのまま置いといて新たに作るなりと今後課題としてあるのだらうなということをご紹介しておいて次の質問にまいります。

消火活動に必要な水ということにつきまして、これは3年前の一般質問の時がそうだったのですが、かなり高いところで火災があつて、防火水槽、ため池、消火栓といったような消防水利が確かにありました。あつたのですが、火災現場の目の前に消火栓があつたが為に消火栓でまず取つた、それも大型のポンプ車が取つたので上の方の防火水槽が活動しない状態のまま数時間が過ぎ、そして別の下の方の防火水槽から取り、更に下の方の消火栓からも水を取つた。ところが一般家庭が水を使う時間帯と合わさつたもので水圧がかなり落ちて消火活動に手間取つた、たまたま現場に私が居て、そこで消防関係者の話を聞くとそういう状況であつたと。それを3年前に質問をさせていただいて、防火水槽の拡充をとということで新たに1基を新設していただいたということを知っています。しかしながら、この3月以降、今年度になってかなり火災が頻繁に起こっているというふうに私は痛感しております。この状況が鞍手だけなのかというと、広域消防、宮田の消防署の管轄の範囲内で同じようになり出動件数が増えていると聞いています。これはおそらく気象的な乾燥等の問題で火災が残念ながら増えているのではないかなというふうに思います。今の所大きく水が足りなかつたとか、同じような状態で燃焼してしまつたとか、3年前は3軒の家が焼失したことがあり、今回はそういうふうな延焼の件がなかつたような状況でございます。

先日も林野火災が出た、その前は八尋の方で作業用倉庫が燃え、裏はすぐ山、その時に裏の草を刈つた所に火が入つた。その時に状況を確認すると、そこは消火栓が2基あつた。また県道に近いところの消火栓からも水を取り、3本取つて消火にあたつた。まあ、たまたま一般家庭が水を使わない時間帯であつたので水圧は十分にあつたと。しかし防火水槽が無いのです。元々古くから人が住んでいらつしやる地域に関わらず防火水槽がない、こういったことを町長は把握をされていたのかどうか確認をとりたいのですが、通告に載せていませんので、多分把握されていないのでしょう。おそらくご存じではないですよ。なぜご存じではないかということ、消火活動中に町長のお姿はたまにしか見ないということで、そういった現状を町長は踏まえられていないのだというふうに思います。いろいろな消防関係者の方からきちつとお話をお伺いして、消火栓からの取水だつたのか、防火水槽だつたのか、水はどうだつたのかというのは1事件ごとに確認をしながら、その地域がどういった環境にあるのだといったことをやはりきちつと的確に捉えられて、更に的確な情報の基で防火水槽の新設すべき場所、こういったものの優先順位等を検討すべきであるというふうに私は思いますが、町長はどのようにお考えですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

一つ前に答弁しましたように、毎年防火水槽、消火栓を一応整備はいたしております。

消火栓につきましては、消火作業の時に同じ管から、今議員がおっしゃいましたように、2つ以上同時に取水した場合には、当然やはり水圧が下がるというのは私が言うまでもないかと思っております。そういったことから、防火水槽の整備に力を今後やはり注いでいかなければいけないのではないかと、重々私も分かっておりますが、これを作るには用地の確保の問題が生じてまいります。この整備につきましては、直方の広域圏の消防組合の本部と、それと消防団並びに各行政区の区長さんや公民館長さん、地元の皆さん方と協議をしながら進めていきたいとそうように思っております。

それと、もう1点、火災現場に町長が来てないではないかということで、本当に申し訳ございません。多分公務多忙でどこかの公務に行っていたかと、そのように感じております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

今後当然土地の確保等で新設するのが難しいというのは私もわかります。その場所に区有地や町有地があればいいのですが。しかし町長は私の質問に限らず、安心・安全な町づくりに私は尽力をつくしますと、一字一句その通り言っているわけではないですが、そういった意味合いの言葉を貴方はよく口にしている、それなら尚更のこと、まず町としての整備計画、1年に1基ずつでなく、あといくつ作ろうという気持ちがあって、それを例えば1年ずつ作っていくと20年、30年かかるという話なのか、数年で終わるのか、その辺の見通し、整備、計画、これをお伺いしているのです、町長もう一度お話し頂けますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるように、これは早速具体的な整備計画を作っていかなければいけないのかなとそうように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

やっと満足した答えが出ました。

町長ぜひ、あとこの辺にこう作りたいというような地域を洗い出して、そして全体で何基必要なのかと、どういうところに必要か、全部民地なのか、一つ考えられるのは公民館のところに隣接させて作るということであれば、公民館用地は多分、区有地か何かになっていると思いますので、多少話が進みやすいのかなという印象があります。そこに本当に作れるか分かりません。そういった土地の確保にも相当な時間を要するでしょうから、全体でどれぐらい必要で、どの辺にというのはまず地図に落とすなりして、これから何年計画でどういう



ふうに整備をしていくというような計画をぜひしていただいて、それをできるだけ短い期間で達成するというような努力を期待します。

次の質問に入ります。

何度も言っていますが、今後の消防水利の確保、拡充というのは、先程のことと話が重なるかもしれませんが、今回の火災現場だけではなくて、大体の火災現場においては、まず現場の近くに消防本部の大型ポンプ車が付きます。そして消防団の方はかなり離れた所から水を確保してホース等で送ってくる。この連携を消防団の方からの申し出によって、消防団と消防本部との間で水のやり取り、送水の訓練等を行ったということを知っています。この成果が、八尋の火事の時に発揮されたのではないかなと思います。そういったご尽力をされている消防関係者のためにも火災現場で水不足にならないようにぜひお願いしたい。その時に町長は現場にいてほしかった。あの時の消防関係者が火災現場で水が足りない、本当に目の前で火が出ているにも関わらず消火ができない、そういった状況の中、地域住民の方々は何で水を出さないのかとヤイヤイ言う、当然言いますよ。裏は山を抱えているし、その中で消防関係者の方々の本当に悔しい顔、僕は未だに忘れられません。そういったことに2度とならないように、消火活動に伴う水の確保ということについての強い決意、これをもう一度今後の拡充という意味において、先程の答えと重なるとは思いますが、改めてお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

消防水利につきましては、概ね配置されているとは認識をしているのですが、今議員がおっしゃいますように、町民の安全・安心の確保を図るためにも、再度消防水利の拡充は不可欠であるとそうように思っております。

コメリさんの裏手にグループホームがありますね、その裏手が火災になった時、ちょうど昼休みだったですか、私もそこに走って行きましたが、現地で見えておりましたら、ちょうど消防団長の石田団長さんが、水はどうなっているのか、こっちはどうか、あっちはどうかということは伺っておりました。そこも水の確保というのが難しかったのは記憶しております。

議員が今おっしゃいました八尋の所も、恐らくそういったことではなかったかなとそうように認識をいたしております。ですから今後も消防本部や消防団の皆さん、そして行政区の館長さんやら区長さん、そして地元民の皆様方と、地元のことはやはり地元の皆さんが一番お詳しいかと思っておりますので、その辺の聞き取り調査なんかもやりながらですね、それともう1点忘れておりましたが、この消防水利についても、今、庁舎の建替えにも入っております。その中において、具体的に総合的に、その中に計画を盛り込んでいこうというふうには考えておりました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

本町のデータ的なことを冒頭にご紹介いたしました。今の町長の言葉の中で概ね行き渡っているのかなという言葉がありました。消防関係者から聞き取った話によると、消防の水利問題というのは、防火水槽1個で大体どれぐらいの火災が消せるのかというふうにお尋ねをしたところ、約30分程度放水できると。それは、木造住宅にしたらどうなのですかと聞くと、通常の平屋ぐらいだったら何とかなるかも知れないが、最近の居宅等を見てもいろいろな素材が使われていますので、一概に1基で何軒消せますということとは言えない。従って消防水利にはゴールはないのですよというふうにお伺いしました。宅地だけカバーすれば、山は燃えてもいいのかという話にもなりますし、そういったことで、この消防水利の設置の状況と冒頭申しましたように、白い地図の上に半径140メートルをコンパスで円を描いて、あるね、あるねとやったところで、これが本当にそれで十分なのかということになれば、一概にそう言えないということになりますので、ぜひ、町長自らそういう方々と、プロの目を持った方とお話を聞いていただいて、たまたま過去に参与がそういうふうな形の方がいらっしゃったので、非常に安心していましたが、いつの間にかお辞めになっていましたので、残念ではないのです。そういった方々からのお知恵、お力、ご助言等をいただきながらやっていただきたいというふうに思います。決しているデータ的なことから見て、本町の消防水利が十分だ、間に合っているのだ、行き渡っているのだという認識だけはぜひしないでいただきたい。そのことはぜひぜひ肝に命じていただきたいと思います。

最後になりますが、日々消火活動における消防関係者のご努力、これには非常に改めて敬意を表したいと思います。それから消防団、消防署との連携による訓練等においても、くれぐれも怪我のないように活動をしていただきたいと思います。それから消火に伴って起こる現象ということに赤水の件があります。消火栓から取れば当然赤水が出ると、この赤水が発生するであろうという推測を我々は経験上もっています。従って、本町の担当課の方ではその赤水が発生するであろうということを、広報車を使って地域の方々にお知らせはしていただいているというふう聞いています。ところが、その広報車だけではなくて、地域の方にその情報を落として、公民館の放送施設を使うなり、地域にある防災無線が地域毎に放送可能だと思いますので、そういったものを駆使して赤水の発生のおそれがあるという情報を徹底して流していただきたい、そうでないと、夕飯の支度をしているときにいきなり食材に赤水がかかったら、町民はびっくりしますよ。それも火災現場の周辺なら分かるが、離れたところの同じ管で水を送っているところでも赤水が出たりするわけです。八尋の火災のときには、先程も言いましたように、3カ所の消火栓から取った関係で赤水対策は次の日、若しくはその次の日までかかったというふうにお伺いしております。当然赤水の関係ですから、一水道課の担当だけではなくて、そういった情報の提供といったことは、僕は本町を挙げてやるべきだというふうに思いますので、これは申し添えをさせていただいて私の一般質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で田中二三輝君の質問を終了します。

次に、11番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目として、くらて病院整備基本構想についてお尋ねをします。

くらて病院整備基本構想案を策定する際に、検討委員の方達は様々な角度から多くの意見を出され、鞍手町やくらて病院のことを真剣に考えていただき、ご尽力いただいたことに際しまして、まずは心から敬意を表したいというふうに思っております。ただ、事務局から提出されたであろう基本構想の中であらゆる数値の基となる鞍手町の人口推計を、鞍手町人口ビジョン仮定値Eをなぜ用いたのか未だに釈然としません。私は、平成27年の12月定例会において、くらて病院の将来の展望についてという内容で質問をさせていただきました。その中で、2040年における鞍手町の人口推計と、入院、外来患者数の推計をお尋ねしましたが、その際には、国立社会保障人口問題研究所、以後については社人研というふうに言わせていただきますが、その社人研による人口推計である1万293人と答弁をされ、又入院、外来患者数の推計も社人研の人口推計を基に答弁をされていたというふうに認識をしています。ところが、28年の3月に第1回検討委員会が開催された際の配布資料には、鞍手町の人口推計は、鞍手町人口ビジョン仮定値Eを用いた資料になっています。そこで、今回改めて町長にお尋ねしますが、統計資料に基づいた社人研の人口推計を使わずに、鞍手町の努力目標であって統計資料の根拠もない町の人口ビジョン仮定値Eを用いたのはなぜかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずは、政策推進課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

仮定値Eにつきましては、鞍手町人口ビジョンの目標値として掲げているものであり、この目標値を達成するために総合計画や総合戦略などの様々な施策を打っていくことになっております。その計画等と整合性を図るためにも必要があるということで、この基本構想における鞍手町の人口推計につきましては、仮定値Eを用いたという経緯でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

整合性を持たせるためにということですが、鞍手町の公共施設等の整備基本計画があります。その中の鞍手町の人口推計については、先程いいましたような社人研の推計を基に公共施設の面積が、例えば1人あたりの面積がいくらだとか、今後どういうふうになるかというようなことについては、社人研の人口推計が基に総合計画が立てられています。言うなれば、独立行政法人の病院とは言いながらも、準公営施設でもありますし、公共施設と言ってもいいかと思います。そういった意味では、やはり今後の医療需要又は収支計画などには全てこの人口推計が基本となってくるわけですから、統計資料に基づかないものについては、言葉としては悪いのですがあてにならないと、確かにこれは努力目標ですから、当然そういうふうなことにもなろうかと思っています。

もう一度尋ねますが、他の総合計画も含めて整合性がとれないというようなことですが、公共施設の総合計画については、この社人研の推計を基に立てられていますので、その整合性についてはどうなりますか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

これがご質問議員のお答えになるか分かりませんが、今回ご質問いただいているくらて病院基本構想についてという中で、鞍手町の人口推計についてはなぜ鞍手町の人口ビジョン仮定値Eを用いたのかというご質問だったと思います。

先程ご説明したような内容でございます。ただ、くらて病院整備基本構想の5頁の中に、今後のくらて病院の医療圏における診療状況という項目の中で、診療範囲、鞍手町の人口推移という欄がございます。その中におきまして鞍手町の人口につきましては、仮定値Eを用いております。その下のところに、鞍手町人口を除く半径5キロ以内の人口というのを用いております。これは総務省、つまり医療圏で申しますと鞍手町は直鞍医療圏に入ります。そうしますと、これは2市2町という範囲になります。この医療圏の人口をそのまま用いてしまふと、例えば、小竹町ですとか宮若市の旧若宮町さんの方々が実際に鞍手町の方にお越しいただく確率と申しますか、病院に掛かれる状況よりは、あくまでもくらて病院を中心として半径5キロ以内の方々が診療範囲、また医療需要の基となる人口ということで判断いたしまして、ここにありますように、範囲は8万4千人という数字を用いております。仮に、これを社人研の2市2町の数字を用いますと、これは11万3,500人程度になろうかと思っています。ですので、決してこのくらて病院の基本構想を策定するときに、決して甘い見積りではなくて、むしろ厳しいというか、現実に添った、より実態に添ったデータで作成しているという状況でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

要するに直鞍の2市2町でとるのか、くらで病院を中心に半径5キロでとるのか、当然人口の数が変わってくるわけですが、鞍手町だけを除いて、後は社人研の人口だとか、半径5キロというようなことになっていますが、何で鞍手だけを除いたのかが良く分からないのです。先程言いました5頁の医療圏における診療状況を見てみますと、この中に鞍手町の人口は、2015年、平成27年の人口が書いています。これは1万6,123人となっているのです。この27年は国勢調査が行われた時で、10月1日の国勢調査上は1万6,007人です。既に、この数字が国勢調査上の数字よりも上回っているのです。明らかにこの数字は人口ビジョンよりも多い数字になっています。これが、段々先に行けば行くほど口が開いていって、差が開いていくのですよ。既に28年度で127人、これが年末にしますと170人ぐらいの差になります。ですから、明らかに私は実態とはかけ離れた数字になるのではないかなというふうに思います。それで、この人口ビジョン仮定値Eを用いようというふうに決めたのは、事務局である担当の課長なのか、それとも町長である徳島町長なのか、どなたがこれを仮定値Eにしようというふうに決められたのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

当然、最終的にこの策定は町になりますので、この策定につきましては、最終的には町長のご判断ということなるかと思えます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

このことについては、パブリックコメントの中でも質問させていただいています。パブリックコメントの解答の中では、鞍手町の人口が2010年を基にした人口推計よりも上回っているということで、この仮定値Eを使っても問題ないのだというような回答をしていました。たまたま捜していたら町長のフェイスブックがヒットしまして、このフェイスブックの中で、町長が鞍手町の第2のドーナツ減少が始まっているということで、社人研上では2015年は1万5,978人、2040年は1万293人となっているけれども、今後、中学校とかくらで学園だとか、バイパスがあるだとか、そういうことから近隣、北九州方面からどんどん移住してくるということで、社人研の机上の推計は空論化しているというようなホームページを書いています。この中で、鞍手町の人口が、直近の人口が1万6,408人ということで述べられているのですが、どうも住民基本台帳上の人口と、国勢調査上の人口とが混同しているように思います。町長にお尋ねしたいのですが、その違いはどこにあるのかお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いくなれば、帳簿上と実際との誤差が出ているというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

まさしくそうなのですよ、ですからここでいう1万6,408人というのは住民基本台帳上の数字で、要するに統計資料に基づいた数字とは全く実態がかけ離れていますので、こういうようなフェイスブック上の文言ですと、どうしても何人ぐらいフォロワーの方がいらっしゃるか分かりませんが、勘違いをすることにもなりますので、その辺はきちんと分かりやすいように書いていただく方がいいのではないかというふうに思います。つけ加えて言いますと、鞍手町のホームページも住民基本台帳上の人口を書いています、これも以前は住民基本台帳上ということを書いていたのですが、最近のホームページには書いていません。ですから、鞍手町の人口が現在1万6,400人ぐらいいるように見えるのですが、実際は、おそらく国勢調査上の数字になれば1万5,700人ぐらいしかいません。福岡県の人口移動調査というのが県のホームページからでてきますが、正確には忘れましたが300人以上、国勢調査があった当初から減っていますので、実態とはかなり違う数字になりますので、その辺も確かめられるといいです。ホームページ上はきちんと住民基本台帳上という文言を入れていただきたいと、これは余談になりますけど。

次に、今年1月に開催された全員協議会、パブリックコメント、先程も言いましたが、その中でも指摘しましたが、公立病院を新築する際に県を通じて総務省に対して公立病院の新築建替え等に関する調書を2度提出するようになっていきます。最初は、基本設計に着手する段階で、その前年の11月末に別記様式7から9までうんぬんというふうで作成して提出するようになっていきます。これは前回お尋ねをしたところでした。2度目は、実施設計に着手する年度の5月末までに同じように別紙様式7から9までの様式を作成し、県を通じて総務省に提出することとなっています。ですから、全協の時だったと思いますが、最初に提出した時の鞍手町の人口推計は社人研の推計ではなく町の人口ビジョンによる数値で提出しましたが、国、県から何の指摘も受けていないので了承されたものと考えているとの答弁だったと思います。そこで、今年の2月、私自身が総務省の自治財務局準公営企業室の担当官の方に直接お問い合わせをしました。そしたら後日回答がありまして、基本設計の際は地域の医療事情確認のため、大まかな動きが分かればよいとのことでした。それで社人研の人口推計でなくてもいいということでしたが、実施設計に着手する際の調書は過大な整備になっていないか、他の自治体とも比較できるようにするため、もっと精緻な数値に基づいたもので提出してもらおうことになるというように言われていました。5月末までに2度目の調書を提出することになっていますのでもう提出していると思いますが、その際の人口推計は以前と同じ鞍手町の人口ビジョン仮定値Eによる数値を基にして提出したのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

直近の資料につきましても社人研の人口推計ではなく、鞍手町としての考えでもった推計値でこの調書を作成しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

国、県については、今の所、了承されているということによろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

平成29年度もそのような形で、今ご答弁しましたように鞍手町としての考え方でしております。日にちは正確には覚えておりませんが、先日、文書ではなく電話での回答ですが、一応この内容で了承いただいているところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それでは、いま了承をもらっているということですが、鞍手町病院の外来入院患者の地域別割合を見ますと、この基本構想の中にあるのですが、外来初診の5割、再診の7割が鞍手町在住の方です。入院一般病棟の5割、地域包括ケア病棟、回復リハビリテーション病棟の4割、療養病棟の7割がやはり鞍手町在住の方になっています。ですから、鞍手町の人口推計が今後の病院経営に大きく影響を与えるというふうに思っています。従って先ほど5頁の話もしましたが、すでに国勢調査上の人口よりも上回った数字になっていますので、実際よりも多い数字に基づいた医療需要や医療収益又は収支計画が良とされるならば、将来の見通しを誤らせる恐れがあるのではないかなというふうに思います。新築、移転に掛かる費用は、概算でも65億以上掛かるというふうに見込まれていますので、将来の見通しを誤れば、健全経営そのものが危ぶまれるのではないかなと危惧していますが、町長の答弁を求めます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今、岡崎議員は人口の推計に対しての経営うんぬんということをおっしゃいましたが、私は人口の推計を巡って、そこまで細かい数字で追っていくのはいかがなものかなと1つは思っております。それはなぜかと申しますと、病院というのは、やはり立地にもよりますし、そして診療科目にもよりますし、その中で働いているお医者さんの腕ですね。専門、いろんな部分そういったことが総合的に加味されて初めて実態として数字が現れるのではないかと私はそのように考えておりますので、あくまで人口値E値とか社人研ですね、国立社会保障

人口問題研究所の社人研の出した人口うんぬんという話がありますが、そこで、仮に千人、500人の数字のブレというのは当然のことながら社人研が出した数字においても、うちが出しているE値にしても、これはあくまで推測値であって、その辺のいかしかのブレというのはあってもいいのではないかとそのように考えています。ですから、今申しましたように、総合的なことを踏まえて病院の数値を出していかなければいけないと、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今言った質問を全然聞いていないのではないかなと、答弁で何を言おうかなと思って考えていたのではないかなと思うぐらい。鞍手町の人口の推移がどうであるかが病院経営にどれぐらい影響するかということを質問したのです。もう一度言いますが、外来の5割、再診の7割が鞍手在住の方です。ですからこの人口が大きくブレると病院の収益そのものに直接影響するのです。例えば、入院患者の5割、一般病棟は100床あります。100床の内の基本構想では9割が入院しているということになっておりますので、90人の内の45人は鞍手町の人ということなのですね。どれも大体そういうことです。療養病床というのは、大体高齢の方が多かったですりするわけですが、これの7割が鞍手町在住の方なのですよ。ということは、人口推計によって多少の千人ぐらい変わってもというような話ですが、これだけの鞍手町の方達がくらべて病院に掛かるわけですから、そこ千人ぐらいでなくて1,801人仮定値Eと社人研の推計との差があります。2040年には約2千人近くが違うのです。それだけの人口が変わって、こういった診療される方の推計が出ておれば、本当に鞍手町の病院が健全経営が成り立つのかどうかというのは、当然心配してしかるべきだろうというふうに思っています。そういった観点がないということ自体、私は非常に大丈夫かなというふうに心配をしているところです。どういう外来患者さん、入院患者さんの地域別割合があるかということをもう一度言いましたので、それを聞いた上での町長の答弁をもう一度求めます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私は的確に答えておると思っております。

岡崎議員の視点と、私の視点は全く違っているのではないかなと思っております。そこは私の考えは考え、今言われているのは岡崎議員の考えであって、そこに考えの相違があるとそのように認識いたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

そういうことであれば基本構想はいらないのですよ、収支計画もいらない、医療需要もい



らない、鞍手町はこうやって発展するのだから、交通の利便性が良くて、中のお医者さんが良くて、看護婦さんが良くて、接遇が良ければ経営は成り立つというようなことだったら、この基本構想はいらんではないですか。なぜ国、県がそういった資料を求めるのですか。人口推計だとか地域の人口推計だとか、収支計画だとかなぜ求めるのですか。あなたが言うようなことだったらいらんではないですか。もう一度答弁して下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずは基本計画というのは当然必要かと思えます。ですからこの基本計画もうちの担当課で吟味して正確に出していると思えます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

時間がなくなったので次にいきます。

2番目です。この整備基本構想を何度も読み返していますが、町立野球場を取り壊して、その跡地に新築移転するメリットがどこにあるのか全く見えてきません。建設予定地として他に4カ所挙げていましたが、検討委員会の中でも最初から野球場ありきの候補地ではないかという指摘がなされていました。基本構想委員会の皆さんが基本構想を町長に答申した際に22の付帯意見が付けられていますが、その内の13の意見が建設地についてです。その多くが野球場を候補地とすることに対しての問題提起をしています。

そこで改めてお尋ねしますが、野球場に移転するメリットは何ですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これはくらで病院の整備基本構想検討委員会に私が諮問をお願いいたしました立場でございますので、会議には参加しておりませんでしたので、まずは、課長に答弁をさせます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

町立野球場にくらで病院を移転するメリットについて、いくつかの視点から述べさせていただきます。

まず、まちづくりの視点からです。これまでも町長がご説明されておりますように、町立野球場の位置は町全体から見れば東の端に位置しますが、鞍手インターチェンジから北九鞍手夢大橋までの区間がこれからのまちづくりの中心的な位置となり、現在、都市機能を集約し、利便性の向上を求めたまちづくりを進めており、その核となるのがくらで病院だと考え

ておりますので、町立野球場への移転は大変重要だと考えております。

次に病院経営からの視点です。くらて病院は公設病院ではありますが、企業経営していかねばなりませんので、収益性の向上に資する場所に位置する必要があります、その条件として主要道路に面して交通アクセスに優れた目立つ場所でなければなりません。町立野球場の位置は、L字ラインの中心地にありますが、L字ラインは、将来、直方～鞍手線の延伸によりクロスラインとなり、さらに交通網の重要な位置となりますので、経営的な視点からもメリットがあるというふうに考えます。

次に地域公共交通体系の整備からの視点です。地域公共交通体系の整備の面から見ても、すでに文化体育総合施設として整備され、平成27年度に中学校が統合移転し、昨年商業施設等もできたことによって、この地域は効率性、利便性の高い地域になっています。さらに病院を移転することによって、公共交通による住民の誘導も効率よく整備されることになり、移動時間と費用の削減効果が期待できると考えています。

次に土地の有効活用からの視点です。土地の有効利用という面から見ても町立野球場の利用状況は、平日の利用はほとんどなく一般社会人等が利用するのは主に日曜日となっています。これからまちの中心地となる土地の利活用として住民の生命を守る病院として24時間365日、常に稼働している施設とする方が住民に対する土地の有効活用という面から判断しても効果的であると判断します。

そして最後に施設の維持管理面からです。ナイター照明は、昭和61年3月に設置され老朽化も進み、平成20年度から漏電により使用停止となっています。照明灯の修理には、当時、約3千万円程度と掛かることが見込まれ、財政的にも今より厳しい状況であったため実施できておりませんし、今後も修理する予定はありません。また、逆に老朽化が進み倒れることも心配されますので、いずれ解体しなければならない時期がやってくるかと思えます。そういう維持管理面に掛かる費用を総合的に判断した時に、野球場をいま解体して、そこに病院を建設することは財政効果につながると判断しています。

以上のような理由により、町立野球場にくらて病院を移転建替えることには多くのメリットがあると判断しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

縷々メリットについてご説明をいただきましたが、そもそもくらて病院を移転するというのは、施設が老朽化して耐震ができていないということが大きな理由だったと思えます。大体65歳以上の剣地区に住んでいる人は、野球場があるところは、以前は陥落池だったと、雷魚とかナマズを捕っていたという、地盤が悪い鞍手町の中でも一番地盤が悪いというように話される方もあります。そういうような、地盤の悪い所にあえて移転するというのは、今様々メリットを言っていただきましたが、本来移転する目的の耐震化、要するに地震に備えるために移転するというような目的からすれば、この主旨には合致しないのではないかなど、

この場所自体が。移転すること自体は私はやぶさかではありませんが、この場所が非常に地盤が悪い場所であるが故に、私は本来の主旨から合致しないというふうに思いますが、町長はいかがお考えですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今現在、地質調査を行っておりますので、その結果が出て行政としては考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ということは地質調査次第では、まだ今、私自身の認識の中でも一番優位性のある候補地というような位置づけで、決定したというふうには私は認識していないのですが、今の町長の答弁ですと、地質調査によっては他の場所も考え得るといふことの認識でいいわけですね。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

検討委員会で、まず一位は決定いたしておりますので、その部分は考えておりません。今は建築技術、そして土壌改良の技術も進んでおりますので、その方向性で考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

町長に注意します。

先程の答弁は、岡崎議員の認識と同じだといふふうに思います。調査の結果、駄目だったら考えますといふような答弁でしたので、それは訂正して下さい。

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程の駄目だったら変えるといふことは訂正いたします。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

検討委員会の中では、場所を決定したわけではなくて検討委員会というのは、要するに新病院移転建替の必要性については概ね妥当と判断するといふことで、基本的な考え方とか、あるべき姿を示しただけで、ここにしなさいといふように指示しているわけではないのです。ですから、私はまだ優位性のある候補地といふことで今言ったわけです。町長の、先程訂正されたのかどうか分かりませんが、先程の答弁では地質調査によっては再度再考するといふような考えだろうといふふうに認識していたのですが、その次の答弁では、その考えはない

ということで、どうもちょっとチグハグなことがあります。それで、決定したということであれば、検討委員会の中での答申では、一番優位性のある候補地という指摘だった野球場が、いつどこで、どういう会議の中で野球場に決定されたのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、今岡崎議員がおっしゃいました先程の位置について、私がいま現在地質調査をやっています、それを見て考えますと言ったのは、場所を変えるという意味で言ったわけではないのです。先程申しましたように技術が進んでおりますので、土壌改良や、要は建物というのは岩盤まで杭を打ちますので、建物はちゃんと耐えるようになっています。それと地帯によって、どれぐらいの重さ、例えば車を駐車場に置くといった場合には、耐圧検査をやって、そこも土壌改良をやれば保つという、そういう技術的なことは、それでクリアすると私は聞いております。

○議長 星 正彦君

ここで暫時休憩します。

休憩 14時04分

再開 14時15分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

本年の2月23日に答申書を梅谷委員長さんよりいただきました。その内容を精査いたしまして私が判断いたしました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

内容を見てというふうに言われましたが、どうも先程の付帯意見の話を聞いても、どういうような中身だったかよく分からないので課長に答弁させますみたいな話だったですね。本当にいつどのように町長は答申書を見て、最終的に決断した日にちはいつですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

2月23日にいただきましたが、随時検討委員会の内容というのは担当課の方より私の方に聞いておりました。ですから、私の頭の中にはこういった旨のことは23日、答申書をいただくときにはある程度入っておりました。ですから、答申書をいただいてすぐに判断いたしました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それでは次の質問に移ります。

先程もちょっと出ましたが付帯意見についてです。22の付帯意見が付いていますが、この付帯意見については、今の町長の答弁ですと、ほとんど全く検討せずに町長が場所については決定したというふうにとれるのですが、22もの付帯意見は検討したのですか、していないのですか。したのならいつどこでどのように検討したかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

答申書は私の方にまいりましたので、これを読ませていただきまして、私が決定をいたしました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

分かりました。時間がないので次にいきます。

子どもの能力向上推進事業についてお尋ねします。

3月の議案質疑の際でも中身について質問しましたが、改めて具体的な中身についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

子どもの能力推進事業につきましては、発達が著しい小学校就学前から小学生までの子どもの能力を最大限に引き出すため、英語をはじめとする様々な能力を向上させる取組みを行う事業です。現在、「鞍手町子どもの能力向上プロジェクト」制度設計支援業務の委託契約を締結し、制度設計しているところであります。事業内容といたしましては、町内の5歳学齢児から12歳学齢児を対象に、保育所等の退所後、小学校の放課後の時間を利用して、英語を核とした様々な子どもの能力を就学前の幼少期より向上させる取組みを行う事業を想定しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この公募の仕様書によりますと、5歳から12歳までと、要するに就学児童までも対象になっています。いま言うように、英語、知育、体育などをするということですが、この事業自体は教育ですか。それとも福祉ですか。どういう分野に所属する事業なのかをお尋ねしま

す。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

特に就学前、幼児期に事業を実施することが子どもの能力向上に効果的であると考えているため、これは福祉人権課が担当する部署となっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ただ教育課程という言葉があったり、カリキュラムという言葉があったり、または予算上は教育課の教育総務費の中に新しく目を設けたり、これが本当に福祉なのか教育なのかぜんぜん全く私としては理解ができないのですが、こういったものが福祉か教育かはっきり町長の答弁ではありませんでしたが、課室設置条例の福祉人権課の中のどの事務分掌にあたるのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、就学前は一応福祉人権課の担当となりまして、就学になりましたら教育課の担当になるとそのように認識をいたしております。今言われた事務分掌、それは今持ち合わせていませんので答えかねるのですが、後でよろしければ。

○議長 星 正彦君

ここで暫時休憩します。

休憩 14時21分

再開 14時26分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程、11番議員 岡崎邦博君の質問、課室設置条例の中で事務分掌の取扱いについて質問がありました。それについて執行部の方から答弁をお願いします。

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

先程の岡崎議員の質問で、課室の事務分掌規則のところなのですが、4月1日施行で福祉人権課の中に子どもの能力向上推進事業に関することという事業を福祉人権課の事務分掌の中に入れております。まだ、条例とか、データは変わっていないと思いますので。まだ確認はできていないのですが、施行は4月1日からしております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

規則の中では、子どもの能力開発推進事業というのが規則の中ではあるということですが、条例の中では4つ事務分掌がありますね。それはどれにあたるのですか。

○議長 星 正彦君

ここで暫時休憩します。

休憩 14時28分

再開 14時32分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

鞍手町の課室設置条例の中では、福祉人権課の事務分掌の中で、ウの児童福祉に関することに該当すると考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それでは、このプロジェクトの制度設計支援業務委託の仕様書の中には、新たな公設教育施設の設置を目指した子どもの能力向上プロジェクトを実施するにあたり、学習内容、運営体制等の制度設計に係る支援を行うことを目的とするとある。また、業務内容については、全国類の見ない幼少期からの教育環境構築に向け、町と共同で開発を行い、教育過程にとどまらず具体的なカリキュラムを策定するというふうに仕様書の中にあります。これが福祉ですか。こういう文言で仕様書はできていますが、これが福祉なのですか、どうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは福祉に当たります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それではもっと言いますが、運営スタッフ雇用及び養成プランの提案というのが仕様書の中にあります。その中で、実際に授業を担当する運営スタッフが質の高い教育を継続的に実施できるよう、その養成方法についても検討提案するとあります。質の高い教育と仕様書の中に。これは福祉と書いていないですよ。これでも福祉と言えるのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

はい、言えます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

どこかの総理大臣じゃないが、言いきればいいのではないのですよ。言葉を的確に捉えていただければ、これは福祉ではないでしょう。私の個人的な意見でなく、ここに質の高い教育と書いているのですから教育でしょう。なぜこれが福祉人権課の所管でできるのですか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

冒頭から私申しましたように、就学前は福祉人権課の方で担当いたしておりますということを申し上げます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程言いましたように、就学児童、12歳までの児童もおりますが、その担当はどこなされるのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いま制度設計の段階でありますので、まとも次第やっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

制度設計でプロポーザルということですから、いろいろな意見を出せるのですが、仕様書の中にそういうふうになっていますし、今の町長の答弁からすれば、就学前は福祉人権課ですが、就学児童については福祉人権課でなく他の課にあたるということに今の答弁ではなるのです。ということは、あとあるとすれば教育課になりますが、教育課のことについて町長部局である福祉人権課が担っているのですか。教育は町長部局で担っているかどうかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。



○町長 徳島 眞次君

これは小学校の学習時間内ではありません。放課後の教育になりますので良しと考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

放課後であっても教育は教育なのですよ。中学校の放課後の部活は教育じゃないのですか。あれも教育でしょう。だから時間で教育であったり、教育でなかったりするわけではないのです。そういう苦しい言い逃れはやめていただいて、もう少しきちんと制度設計する際にはすみ分けをするなりなんなり、条例規則等も含めて検討する必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そうですね、いま制度設計中ですので、もう一度検討していきたいと思っております。ただ私は、今議員がおっしゃいますように課室うんぬんとか、条例うんぬんということはあるでしょう。ですが、私の思いというのは、要は幼児教育からしっかりしたことを何とかやっていきたいという思いなのです。岡崎議員は、これは駄目ですからやめろと言われるのかなと、私はそのように受け止めたんですが、私はこれを何とか子ども達の為に進めていきたいというのが私の思いでございます。また、制度設計の段階だから、これをきちっとした形でいまから取りまとめていきたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

私はやめろとか一言も言っておりません。思いでやりたいというけれど、町長全く行政の組織というのが分かっていないですよ。行政というのはルールに基づいて何でもしないといけないわけですね。ルールは何かと言えば条例です。条例に基づいて予算も全て決まっています。1円の予算だって条例の中で入っていない予算はないですよ。そういったものを無視して、私の思いだけでやっていますみたいなことをやられたら、何でも勝手にやっていると一緒ですよ。そんな理屈通るはずもないとか、言うこと自体も恥ずかしいような話です。もう、次に進みますが、企画提案を提出する上での注意事項というのは、公募した際の実施要項の6項目にあるのですが、子どもの能力の向上を目指すと共にこの取り組みを対外的にアピールすることで、子育て世代定住促進を図ることを目的の一つとしているため、外部に向けての効果的なピーアール方法があれば提案して下さいと、要するにこれはピーアールするため、外部に向けてのピーアールするための事業なのですか。これが提案書の中に入っているのです。どうも子どものための事業なのか、町の定住を促進するため、ピーアール

ルするための事業なのか、どっちを目的としている事業なのか全く分かりません。こんな事業があつていいのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

あつていいと思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

非常に残念な答弁ですが、子どもをダシに使うようなことはやめていただきたい、子どもの能力向上をさせるというような看板と、実はこれをダシにして鞍手町のピーアールをしてというようなこととか、相反する、二律背反するような目的をもった事業なんてあり得ないのですよ。子どもの為の本当に能力を向上するなら、能力向上するという目的の一つで事業をやってもらいたいですし、教育課とどういう協議がされていたかも分かりませんが、協議があつたかないかも尋ねたいと思いますが。それを最後の質問とさせていただきます。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

相談はありましたが、直接町長との協議はありません。教育委員会と町長部局との総合会議でもこの話は出ておりません。

もう一つ、先程岡崎議員からの意見と重なるところでございますが、教育委員会の政治的中立です。教育委員会制度の根幹に係わる問題を指摘されたわけです。これについては、重々私達はこういうミスを犯してはいけないというふうに思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

以上で、岡崎邦博君の質問を終了します。

次に、12番議員 須山由紀生君の質問を許可します。

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

通告に従いまして質問をいたします。

最初に障害者差別解消法についてです。障害者差別解消法が平成28年4月に施行されてからすでに1年が過ぎ、くらで広報でも障害のない町を作るためという、このようなパンフレットも発行されました。ところが関心を持って目を通される方や、実行されている方はごく限られた範囲の方だけではないでしょうか。まだ、まだ多くの町民の皆さんに周知されていないのが現状ではないでしょうか。障害のある人も、ない人もお互いが尊重しあえる社会、鞍手町の行政と町民が協力し助け合って確立していかなければと私は思っております。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

このパンフレットの4頁に書かれています行政機関が不当な差別的取り扱いを行ったり、合理的配慮を行わないときは行政機関の苦情相談窓口にお申し出下さいとありますが、当町ではその窓口は設けられているのか、また設けられていれば法律施行以後何件ぐらいの苦情や相談があったのでしょうか、お答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

本町では、「障害者差別解消法」の施行に伴い、「鞍手町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を作成いたしております。職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談に的確に対応するために、相談窓口を福祉人権課に設置しております。障害者差別解消法に関する福祉人権課での相談につきましては、本年5月末現在ではございませんでした。また、社会福祉協議会や心配ごと相談においても、その苦情相談については対応することができていますが、社会福祉協議会の窓口においても、その相談はなかったと聞いております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

1つ、2つはあったのかと思っておりましたが、それだけ相談がないということはパンフレットが発行されただけで、まだまだこの法律の周知が行き渡っていないということも多分に考えられるのではないのでしょうか。

次に、町内の行政相談員さんや人権擁護委員の方への相談等もあるかと思えます。この委員の方への相談件数や相談があった場合の委員さんからの町への報告はあったのかどうか、そのところもお伺いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

障害者差別解消法に関する行政相談委員や人権擁護委員への相談は、本年5月末現在で、ございません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

全くないということで、私も今びっくりしております。やはり、いろいろな相談があって、いろいろなことを対処していただけているのかなと思っておりました。

次に、この法律は大人だけでなく、子ども達にも大きく関係があるのではないかと思います。特に、現在通常学級にも自閉症やLD、またADHDなどの発達に障害がある児童や生徒が1クラスに数人在籍していると推測されます。そういう障害があっても、見た目では分かり

にくかったり、また周りの方が、親子さんがカミング・アウトされていなかったり、周りの子ども達にとっては法律うんぬん以前の理解しがたい問題だとは思いますが、こういうことに対して指導される先生方にとってもかなり困難な、理解しがたい問題だと私は思います。現在、現場の先生方は、子ども達にどのような指導をされているのか、また他に何か対策をとられているのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。

その前に、平成23年度の本町の特別支援学級の在籍数ですが、中学校と小学校合わせて19名でした。それが平成29年度では46名になっております。児童生徒数は減っているにも関わらず、特別支援学級の子ども達の数は増えております。パーセントにしますと、小学校で今年度は5%です。23年度の時点では1.3%だったのが現在5%です。こういう形で増えております。その関係で、丁度この障害者差別解消法は、いい時期にこういう法案が成立したなと思っております。このことについては、法律そのものについては子ども達に伝えていませんが、各学校では子ども達に対し障害者差別解消法の理念について、人権教育と特別支援教育を関連させながら学校教育の全領域、道徳、特活、強化指導を含めまして指導しております。日頃からお互いの違いを認め尊重し合い、共に生きていくことの大切さを伝えておるわけでございます。なお、職員につきましては、障害者差別解消法に関する文科省、また県から資料やガイドライン等が示されておりますので、これについていろいろな研修会を通しまして勉強をしているところでございます。

各学校に、どういうことをやっているのか具体的に示してほしいと問い合わせたところ、各学校ともいろいろなことをやっていますが、障害者差別にならないように、障害児の子ども達が辛い思いをしないように、年度初め学級開きの時に、全校朝礼の中で、各学校とも仲良し学級とか、いろいろな学級の名前がございしますが、その子達が胸を張って学校に来られるような指導をしています。例えば、ある小学校では、通常大きな階段をとんとんと登ってきます。一つ勉強するために上に上がる。また一つ勉強するために上の階段に上がる、そしてゴールを目指す。ところが、障害を持った子ども達は理解のスピードが少し遅いのです。ですから、小さなスモールステップと言いましょうか、そういうものでゴールを目指す。共に同じ頑張り階段を持っているのだと、一生懸命ゴールを目指して、同じ頑張り階段を登っているのだから素晴らしいというような感想を子ども達が上げておりました。ぜひこの学校に行かれた時はそういうものを廊下なに掲示してありますから、ご覧になっていただければというふうに思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

ありがとうございます。

発達障害というのは、一番小さな頃が非常に大事な時期だというふうに私も聞いております。それだけ素晴らしい鞍手町では、教育、またそういった差別の解消法をされておられるということを知りまして、私も安心をしております。我々大人にとっても、この問題はかなり困難な問題でもありますから、子ども達にとってはそれ以上に理解しがたい問題だということは本当によく分かります。また、今言われました特別支援の先生方は、それ以上に大変だと思いますが、子ども達の障害がある、なしに関わらず平等に教育が受けられますように、今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

次に、町長にお伺いします。

先月末の身体障害者福祉協会総会において、町長が来賓の挨拶の中で触れられていたが、このパンフレットの中にもあります、障害がある人や高齢者が他の人々と等しく生きる社会、福祉環境の整備、実現を目指す考え方、ノーマライゼーションについて再度町長の見解をお伺いしたいと思っております。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ノーマライゼーションとは、私の考えで障害のある人も、ない人も、全ての人が家庭や地域の中で同じように生活が営まれる社会であるという基、本町としては取り組んでいるところでございます。またノーマライゼーションとはそういうことだと認識をいたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

ありがとうございます。

今町長、教育長、障害者差別解消法について、いろいろな素晴らしい見解を伺いましたことを私の頭の中に入れて、この法律に大変関係のある当町に現在降りかかっておりますJR鞍手駅無人化後の問題点や、対策についての質問に入りたいと思っております。

今年の3月4日から我々のおおよその期待に反しまして、鞍手駅の無人化が実施されました。それからすでに3か月が経ちます。その間、町内の障害のある方や高齢者の方からいろいろな問題が寄せられています。町の方には、先程お伺いしましたように、いろいろな問題が寄せられていないようではありますが、健常者の方はこの無人化もほとんど問題がないようではありますが、障害のある方や、体の不自由な高齢者にとってはいろいろな問題が生じているようでございます。当然、町の方にもいろいろな問題が上がっていると思いましたが、先程の答弁では全く無いということですので、次に移っていきたく思います。町の方ではなく私の方に、いろいろな意見が上がってきていますので、意見を上げられた皆様を代表して代弁をしたいと思っております。

まず、これは聴覚に障害のある方の苦情です。電車を降りてタクシーを呼ぼうと思ってもタクシーが呼ばれない。今までは駅員さんをお願いをして呼んでもらっていたのですが、今は誰もいないので非常に困っているということです。また、駐車場の管理の方をお願いをしたこともあるそうです。ところが、行政と契約をしていないからと断られたこともあるそうです。全員がそうではないということですが、この件についても、指定管理の契約書等に一刷加えてもらったら、ものすごく助かるなという意見が出ておりました。

次に、列車の事故や遅延等のとき状況が全く分からない。駅舎の中にモニターもしくはテロップとといいますか、ああいうのがあれば少しは分かるのですが、聴覚障害者の方にはどうしようもないという意見が出ております。またスマートサポートステーションの利用の案内には、インターホンを通じてオペレーターが対応するとのことですが、聴覚に障害ある方にこれには対応のしようがないですよね。中間駅のサポートセンターに監視カメラがあっても、何事か監視カメラで見つけても問いかけようがありませんし、サポートのしようがない、全く聴覚障害者にとっては意味がないシステムではないかと私は思っております。このように、聴覚や視覚に障害のある方にはどうしても問題の多いシステムではないかと思っております。

次に、車椅子の方、「中間駅のサポートセンターに事前に予約を入れて」とありますが、旅行などのように、予定を立てて列車を利用することは、そういつもはないと思います。通常は利用する時に即対応できないと全く意味がなく、利用範囲がどうしても限られてくるのではないのでしょうか。当然利用頻度がその方達は自然と薄れてくるし、利用ができなくなるということです。また、駅の構造により受付できないとか、多くのお客様が乗り降りする場合など、希望に添えないとか、こういった但し書きもありますが、これは正に障害者差別解消法に明記されております、不便や困難を解消するために合理的配慮を行うという部分が全く無視された対応だと思えます。先程の質問でも、町長に伺っておりますノーマライゼーションを目指す障害者差別解消法は机上の空論と同じではないかと私は思います。昨年の12月で一般質問の時に地域振興課長がこのように答弁されております。先に無人化に取り組んだ香椎線では大きな問題もないということですが、果たして鞍手町で同じことができるかというのは、今後検証していく必要があると答弁されておりますように、これらの多くの問題点を解決するための何か良い対策や改善策は現在まで検討されているのでしょうか。また、こういうことが検討されるとか、こういうことは変わりますということがあれば、ぜひ教えていただきたく、町長にお伺いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。タクシーが呼べないとか、駐車場の管理者の方にも、そこは町から委託を受けていないとか、耳の不自由な方はテロップが流れるようなものがあつたほうがいいのかとか、インターホンでお尋ねとか、車椅子の方々には事

前予約といっても、時間も掛かるし、さあと言ったときには間に合わないというようなご指摘を受けました。早速、駐車場の管理者においては、これはすぐ対応していきたいと思っております。今申しました以下は早速何とか、この辺のところも解消できるように協議していきたいとそう思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

ありがとうございます。いろいろな問題、今町長が答弁されましたことを早急に、不便な思いをされてある方々のためにもぜひしていただきたいなと思っております。その他にも、視覚に障害のある方や体の不自由な高齢者の方達にとっては、この無人化によるサポートステーションのシステムにはいろいろな問題があるようです。いま私が多くの障害者の方や町民の方達の意見をこの場で代弁しましたように、全ての町民が平等に尊厳のある生活ができる鞍手町を1日も早く実現していただくようお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で、須山由紀生君の質問を終了します。

次に、8番議員 鯨坂省治君の質問を許可します。

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

通告に従いまして質問をいたします。

子どもの貧困対策について、全国で6人に1人、鞍手町では5人に1人の子どもが貧困状態にあります。1人親家庭の貧困率は54.6%と非常に高く、こうした状況から最新の調査では子ども達の未来への希望も奪っているという報告がでています。内閣府でも今の状況を放置すれば、日本全体の未来をおびやかされていくその影響の大きさも明らかになっています。日本財団の試算では、子どもの貧困によって将来の社会的損出が42兆円を超え税収も15兆円減ることが明らかな数字になっています。今手を打たなければ、貧困の影響によって大人になってからの所得も減り、納める税金も少なくなります。ただでさえ子どもの数が減っているのに、社会を支える担い手をもっと減りかねないという状況になっています。子どもの進学や就労のチャンスが多ければ所得の高い仕事につき、もちろん税収も上がりますが、子ども達が貧困などによって十分な教育の機会が得られなければ、大人になって手にする所得が減ることは明らかです。子どもの貧困が、子ども達の心まで影響を及ぼしているその実態が最新の調査で明らかになってきたのですが、頑張れば報われると思うかという質問に対して、思わない、幸福度が低いと答えた貧困の子どもの割合は、標準的な家庭の子と比べ3倍近くになっております。これは、少し小さくて見にくいですが（自作のグラフを提示して説明）自らの将来に対するイメージですが、先進諸国は、アメリカ、イギリス、スウェーデン、お隣の韓国とあります。これは「自分が将来に希望がある、どちらかと言えば希望がある」に対して、「はい」と答えたものです。大体、先進諸国で言えば8割の方が「希望が

ある」というのに対し日本の場合は61.6%、これは先進諸国の中で大変低いです。もう一つ、「自分は価値のある人間だと思わない」、これは赤い部分（自作のグラフで）、相対的貧困の家庭で「はい」と答えた数字13.1%、標準以上の家庭では7.6%。また幸福度が低いと答えたのは13.8%が相対的貧困の家庭です。標準以上の家庭では4.6%、標準の家庭の大体3倍の子どもが「幸福度が低い」ということができています。いま将来に希望を持ってないという子どもが増えております。保護者の年収と大学への進学率は、年収が低いほど進学率は低く、年収800万円の家庭に比べ、年収200万円以下の家庭では、進学率は半分ほどに低いとデータが出ております。国内外の既存研究では、子どもの貧困の社会的損失や子どもの貧困対策の効果についてはさまざまな研究が行われていますが、その中でもペリー就学前教育計画は実績が出ている人ではないかと思っております。教育答申によってどの程度の所得等のリターンを将来得られるのか、費用対効果は就学前教育にかかった費用の1.6倍が返ってくるという。教育投資が小学校、中学校と同じ金額でも、効果が高いと研究結果が出ております。就学前教育は長期的に見ても社会全体が得をする効率のいい投資ではないでしょうか。貧困の連鎖を防ぐには就学前教育が非常に有効で、就学前教育で子ども達に非認知能力、これはやる気、協調性、忍耐力が備わり、大人になって就職率や持ち家率が上がると研究結果が出ております。就学前の子どもに対する学習支援は貧困の連鎖を防ぐ一つの方法ではないでしょうか。子どもの貧困対策は、鞍手町でも力を入れていると思います。子どもの貧困は公平性の観点から考えても対応が求められる課題であり、社会福祉政策としての重要性は高く、加えて子どもの貧困の解消は社会福祉の観点としてだけでなく、経済的、投資的な観点からも据えなおすこともできるのではないのでしょうか。鞍手町には現在3つの保育所がありますが、保育園は厚生労働省の管轄で、児童福祉施設となり、幼稚園は文部科学省の管轄で教育施設という区分ですので、現在幼稚園の方が勉強面のサポートがいいような状況です。町民の方からも、小学校に入学した時点ですでに学力格差があるようですと聞いております。近年は、両方の特徴を合わせ持つ複合型保育施設である、認定こども園が増えています。また、園によっても、保育園でも音楽教育や勉強をしっかりとすることが増えてきております。学力差による貧困の連鎖を防ぐための就学前保育所の学習支援についての考えを町長にお聞きします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貧困の連鎖の問題については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、教育の支援等の施策が国により推進されております。本町におきましても、国の施策に基づき、幼児教育の段階的無償化の推進策として、保育所保育料の軽減拡充や幼稚園就園奨励費補助金の拡充に取り組んでいるところです。

議員のお尋ねの「学力差による貧困の連鎖を防ぐ為の就学前の学習支援」につきましては、解決すべき重要な課題として捉えております。そのため、就学前児童を含む幼少期の教育支



援の取組みとして、今年度「子どもの能力向上推進事業費」として「教育システム制度設計支援業務委託料」を計上いたしております。町内の5歳学齢児から12歳学齢児を対象に、保育所、幼稚園の退所後や小学校の放課後に、英語を核とした様々な子どもの能力向上を目的とする新たな公設教育施設を設置するため、現在、その制度設計に取り組んでいるところです。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

今町長から答弁がありました英会話とか、他の学習支援、全ての方が利用できるように費用負担を考えて、貧困家庭でも利用できるようなシステムにさせていただけるようお願いいたします。行政がしっかり後押しして、就学前教育を少しずつ裾野を広げていただいて、各保育所でもできるようにお願いしたいと思います。もう一度町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今申しました事業ですが、希望者が利用する事業を想定しているため、利用者負担金を徴収する必要があると考えていますが、学力差による貧困の連鎖を打破することも主要な目的の一つであることから、生活困窮世帯等に配慮した利用者負担金の軽減制度の導入を視野に入れ、制度設計に取り組んでいきたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

答弁をいただきました。今後しっかりよろしくお願いいたします。これで、一般質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で、鯨坂省治君の質問を終了します。

しばらく休憩します。

休憩 15時17分

再開 15時25分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

次に、5番議員 竹内利一君の質問を許可します。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

町長はよくコンパクトシティをL字ラインと言われます。こんなイメージかなとは考えられるのですが、町民の方は具体的なイメージを求められているのではないかと。現在、コンパクトシティを進める上で、ここに病院を、ここに役場を、ここに何をというようにいろいろ話されてイメージ的にはこんなかなと思っているのですが、文章や言葉だけでなく鳥瞰図や、そういうイメージをしたものもあっていいのではないかなと。これはまだ先でないと作れないのかもしれませんがともそういうふうに思っております。将来このようになるというようにことを分かりやすくしていただきたいなど。またどの程度の計画がされているのか、町民の方は、町の全体象を考えたいなど思っているのではないかなと。町もそうでしょうが。民間は町の全体像を描いてくれないのです。全体像を描いて計画を進めるのは町であり、町長であり、それが役目だと思います。民間が作ったものを利用するのも一つの方法でしょうけども、民間は生活しやすいように配置等を計画することがなかなかない。ここに土地があるからここに作ろう、ここが場所がいいから、その程度だというふうに民間の考えは思っております。それを町長、鞍手町が計画して、ここには何を作ろうというふうにして、町民が生活しやすい配置等を計画していただきたいと。幸いにも鞍手町はいまのところ何も無いのがメリットでもあると思います。いまL字ライン構想、コンパクトシティ構想されているあの辺は、けっこう張り付きが出て来ておりますので、民間が作ることだから民間に任せとけばいいというような感じでは、将来的に便利が良くなるのかどうかと分からないのではないかなと私はそう思っております。これは前置きですけど。鞍手町のコンパクトシティの基本的構想はどのようにお考えでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ご質問にお答えする前に「コンパクトシティ」という概念について、政策推進課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えします。

国の内閣府や国土交通省などがコンパクトシティの概念について、ホームページ等で述べております。内閣府は、「コンパクトシティの形成とは、市町村の中心部への居住と各種機能の集約により、人口集積が高密度なまちを形成することである。コンパクトシティの形成は、機能の集約と人口の集積により、まちの暮らしやすさの向上、中心部の商業などの再活性化や、道路などの公共施設の整備費用や各種の自治体の行政サービス費用の節約を図ることを目的としている。」としています。また、国土交通省は、論者や文脈によって異なると前置きしつつ、「一般的には、一つ目として高密度で近接した開発形態、二つ目として公共交通機関でつながった市街地、三つ目として地域のサービスや職場までの移動の容易さ、という特徴

を有した都市構造のことを示すと考えられる。」としています。

鞍手町のまちづくりにおきましては、内閣府及び国土交通省のコンパクトシティの概念に概ね沿ったまちづくりと考えておりますが、まちの規模や人口の集積に対する施策などから判断して、総合計画や都市計画マスタープランの中では、コンパクトシティという表現は使っておりません。しかし、都市機能を集約し地域公共交通体系を整備し住民生活の利便性を高めていくことを優先としたまちづくりを推進しておりますので、その点で国が定義するコンパクトシティと大きく異なるものではないと考えております。概念としては以上でございます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

コンパクトシティを形成するための個別の基本構想は策定しておりませんが、第5次鞍手町総合計画の基本構想の中の「まちづくりの基本方針」の中で鞍手インターチェンジから北九鞍手夢大橋までの道路整備が進んだことにより、このルート上に公共施設や教育施設、医療施設及び商業施設などのさまざまな都市機能を集約し、交通アクセスの利便性を最大限に活かしたコンパクトなまちづくりを進めることで「まちなか」を有効に活用していくこととしております。また、昨年3月に改訂いたしました鞍手町都市計画マスタープランの全体構想のなかでも将来都市構造の都市機能拠点として、先ほど述べましたルート周辺を「まちなか」としてまちづくりを進めていく計画としております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

概略とかそういうものは、これは概要版ですか、見れば大体分かるのです。ただ実際に住民を集約するとか、そういうものはちょっと難しいのかなと、他の市町村ではそういうことまでやって、ここにコンパクトシティを作りますよ、ここにみんな近寄って来て下さいというような施策をやっているところもあります。実際は、それは鞍手町には難しいところがあるかなと。だからといって現在L字ライン、あの辺にまとめて、そこに人が来やすいようにというようなことでやられているのが今の構想かなというふうに思っております。それでも、コンパクトシティの範囲、どの程度まで、どこまでの範囲をコンパクトシティと位置づけられているというのはおかしいかもしれませんが、いまL字ラインのところいろいろなものを集約して、今度インターチェンジのところにも民間が開発するものができて、その近辺にスーパーとかいろいろなものができてくるような予想ですが、実際にコンパクトシティの範囲はどこら辺まで考えられているのかなと。このマスタープランの中には、ここに大まかな点線の○が書いて、こういうものがあります。西川地区、剣地区、古月地区とか、そういうものの拠点とかいろいろなものがありますが、この範囲はどの程度まで考えられているのかなと。ちょっと答えにくいかもしれませんがお答えをお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

本町におきましては、コンパクトシティというのは、私の概念は、要は先程言いましたように行政施設から学校、病院、当然病院が要になるかと思えます。病院、学校、行政施設、そしてそれに付随する商業施設、要は町民の皆さん方が、頻度から言うと多く利用されるものがそこに集約されているかどうかということがまず第1点になるかと思えます。自動車やバス等でそのコンパクトシティの中に来られましたら、あとは徒歩圏内でそこを一巡できるというエリアをそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

コンパクトシティを形成する上で必要不可欠なことは、コンパクトシティから離れた周辺に住む人々の交通の利便性が考えられます。今後どのような施策を考えられているのですかということでお聞きしたいのですが、今から自分が言おうと思ったことを町長が言われたのですが、今は車で行けば事は足りるのです。けどもいずれ乗れなくなる、私もあと10年、20年したら乗れなくなりますから、バスとかタクシーといったものを使わなければいけなくなります。そういう時に、現在はベストではないと思っておりますから、町としてもベストではないと思っておりますが、凄く不便なのです。現在、室木、永谷、古月周辺、本当に便利が悪いという言葉がしょっちゅう飛び交っています。これを今後見直していただきたいと思っておりますが、当然車で来れば、違うところに駐車してとなりますが、バスで来たら歩いて行ける範囲でないとコンパクトシティとは言えないと思えます。そこにどれだけのものが集約してくるかなんですよね。今は歩くにしても大変なのです。今後から病院が予定されている所にでき、役場ができ、トライアルがあり、セブンイレブンがあり、西日本シティ銀行があり、ある程度の生活はできます。ですが、信用銀行が離れたところにあったり、他のスーパーがあったり、いろいろなところがあって、ここまでコンパクトシティなのか。それともこの一部がコンパクトシティなのか、今の発想だと、ここら辺がよく見えないのです。道も狭いし、元巖流市場ところも狭いし、そういうところも県、国、考えられているコンパクトシティはそこまでも含めてもいいのではと。住宅もいっぱいありますから、そこから歩いて来られるようにするには歩道が広くなければならないとか、そういうものもコンパクトシティの大きな核になると思えます。歩いて行ける範囲にはこんな歩道しかないではよくないのです。こういうものは国、県に言って、もっと補助金とか設備を県道に昇格して広げるとか、いろいろなことをしていかなくてはいけないというふうに思いますが、今後どのように考えられているかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ご意見ありがとうございます。

今、竹内議員がおっしゃるように、まずは行政主導であそこのL字ライン上にいろいろな行政施設、学校もできましたし病院もある程度、野球場に決まりましたし、庁舎にしてみても揉んでもらっています。中央公民館があつて、あの辺が行政主導で、まずは核づくりをやりたいと思っております。その核が、今竹内議員がおっしゃったように、徐々に核を作ることによって、それが波及していき、アメーバーのように徐々に広がっていくというのが、これは歴史的に見てもそうなのですが、都市の広がりというのに繋がっていくのではないかとそのように思っております。そして、お年をめされた方、もしくは足などいろいろな不自由の方がバスとか、将来はタクシーでないと行けない距離に居られる方はどうなるのだということをおっしゃいましたけれども、いま、もうご存じかと思いますが、東京オリンピックの年までにはトヨタ自動車とか、いろいろなところも自動運転の車を（AI）ですね、人工知能を持った車、アーティシシャルインテリジェスと言うのですが、こういったことがいまもの凄く、急ピッチで進んでおります。ですから、おそらく10年後ぐらいには、運転手がいなくてもコンピューターと人工知能を持った車が走り出すような時代がくると私は思っておりますし、また狭いところではセグウェイとか、ああいったのももっとコンパクトになって、ポンポンと行きたいところを入れれば自動で運んでくれるという時代が、ここ数年の内には構築されるのではないかなとそのように思っております。木月とか室木とか、ちょっと離れたところの方は距離がありますので、そういったところで、室木の場合には東西線を使って、そしてもう工事に入りましたが、100円ショップのダイソーさんところ、梅谷先生のところから真っ直ぐ猪倉、これが南北線になります。この大動脈を、今言いましたAIの車が走ってくればおのずとその場所にたどり着くと。そして、そのコンパクトシティの中に入れば、今度は足の不自由な方は、もう一つ小さなAIを持ったスクーターみたいな4輪か3輪のスクーターみたいなもので移動できるようになるというような時代がすぐそこまできているかと思っております。そういったことも踏まえながらコンパクトシティを形成していきたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

未来構想ですね。確かに未来はそうなる可能性というのは大いにあると思いますが、いまも必要なのです。いまという面に関してはすごく不便をしている方がいっぱいおられます。そういうことを考えると交通の利便性をここ1～2年3年で、直近でここがコンパクトシティですと、将来こうなっていくよとという鳥瞰図なり、なんなりができて、そこに皆さんで行ったら、取りあえずいくつかは歩いて行ける範囲のものをまずは作っていかないといけないと。そうするには、やはり利便性を考えたバス、そういうものも当然していただかなくてはならないと。いま町の持ち出しが5～6千万円あつて、予算的にそんなに便数は

走らせられませんという状態になっていると思います。これはみんなそうになっていくのですから、いまが悪いと言うわけではなく、いま一生懸命してもらっておりますが、もっと良いものにしていただきたいということでの交通の利便性。将来、コンパクトシティになった時の利便性もありますが、いまそういうふうな形を作っていこうとするのであったら、そこに集約できるような、これから2～3年後でも、もっと便利なものになるということも考えて下さい。先程歩いてうろろろできるようにしなければいけないというのは、これは国も言っているのです。都市局まちづくり推進課都市計画課の街路交通施設課というところが、歩いて暮らせる町づくり、これが医療抑制にも効果が期待ということで、これは国の国交省のホームページに載っています。そういうふうに集めていただいて、道の整備、いろいろなものもしていただきたいと。当然バスで来られるということで今後考えていただきたいというふうに思っております。

次に、コンパクトシティを形成する上で、県又は国に相談されたことはありますかということでお尋ねします。当然あると答えられると思うのですが、コンパクトシティ形成支援チームというのが各省庁横断的な支援ということで、そういうチームがあります。コンパクトシティの推進にあたって医療、福祉、地域公共交通、公共施設の再編、中心市街地活性化などのまちづくりと密接に関係する様々な施策と連携し、整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的な取り組みを進めて行くことが重要ということで、このためにまちづくりの主体である市町村において施策間連携による効果的な計画が作成されるよう、各関係府省庁で構成する、コンパクトシティ形成支援チームというものがあるのです。そこに市町村の取り組みを省庁横断的に支援するというので、コンパクトシティ形成支援チームは、まち・ひと・しごとの創生総合戦略、平成26年12月27日閣議決定に基づいて、コンパクトシティに向けた市町村の取り組みが一層円滑に進められるよう、関係施策が連携した支援策について検討するなど、関係府省庁を挙げて市町村の取組を強力に支援するため、コンパクトシティ形成支援チームを設置していますということで、平成27年3月19日にその支援チームの1回目の会議があつて、29年5月19日までに8回会議がされています。その時の資料は一部ですが、ネットからとりまして印刷してみましたら、こんなに凄いのです200枚以上です。これに目を通すだけでも大変でした。国もそういうふうなことをやっています。支援チームの主な取組みとしては、現場に即した支援施策の充実ということ。モデル都市の形成横展開、そういうものと取組みの成果が見えるか、見えるかはコンパクトシティ化に係る評価仕法、経済財政面、決行面などを開発提供し、市町村における目標設定等を支援すると。

コンパクトシティをする上で、いろいろな目標値や、そういう設定してこういうふうなものを作っていきますよというのを本来作らなければいけない、作っているかもしれませんが、その辺いろいろ資料を調べていただいたら分かると思いますが、どこまで県とか国とかに相談されたかということをお聞きします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

まず、相談したかうんぬんですが、県の方は支援課の方々とはいろいろなところでお会いするのです。ですから、公式にアポを入れてというのはなかったのですが、相談はいたしておりますし、お話も聞かせていただいております。そして国レベルにおいては、国会議員の先生の議員会館に何度も行きまして、第1秘書の方とも話をさせていただいて、相談も鞍手町はこういうふうな考えを持ってやろうとしていますという相談はいたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

相談されているという答えが返ってくるだろうとは思ったのですが、一つは担当課がそういうことを、例えば県とか国とかにこういうものをとというのはおそろくないのですね、今の話だと。町長がこういうふうにしていきたいという話をされて、そこで鳥瞰図も何もない、ただ先程言ったように口と文書はあったのか分かりませんが、県にしても公式じゃないのでしたら、こういうふうなことをしていきたい、国に対してもこういうことをしていきたい、そしたらどんなふうでしょうかと、そういうお伺い程度かなと。本格的にやられたところとかは、この中にもいろいろ実際に事例が載っています。事例を作って国で紹介されるということは、コンパクトシティをこんな風にするというようなチームを作って、一つの目標値なりを全部作ってやっていると思います。実際、鞍手町は聞いたら、町長がこういうふうになりたい、ああいうことをしたいというふうな話をされていても、担当課の方はそのイメージを聞きながら動いてらっしゃるのだろう、いまはおそらくコンパクトシティの要というのは病院と役場があのかの辺にくるとというのが要で、後のコンパクトシティというのは、民間に頼ったところがあるのかなというふうに思います。実際にはもっと、最初に言ったように、民間は鞍手町の将来像まで考えてやらないのです。だから将来像を考えてするのは町であり、町長であり、ということは町の担当課の役場の職員の人、将来像をこういうふうにするのだというものを同じ共通意識を持った中でやる必要があると思います。だからあえて国、県に聞いたのかと言ったら、担当課がこういうふうな話ですが、補助金どうでしょうかとかいう話は聞きに行ったかもしれませんが、実際いまは病院と庁舎と、はっきり言ってそこだけかなと、いまコンパクトシティをここにやるからそれをしようと。役場の職員の人、それしか聞きに行けません。これの補助金どうでしょうか、ああでしょうかとかというふうには聞きに行けないので、もっと広い範囲で考えた構想なりなんなり、ちゃんとしたものを皆さんで共有して、当然町民の人、共有できるようにして県とか国に相談に行ってほしいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

今議員がおっしゃいました、最初に担当課長が答えたかと思いますが、本町では総合計画や都市計画マスタープランの中では、コンパクトシティという表現は実は使っていなかったのです。鞍手町の町づくりにおきましては、内閣府及び国土交通省のコンパクトシティの概念に概ね沿ったまちづくりと考えておるということで今まで進めてまいりました。ですから竹内議員がおっしゃったように、型にはまった、国が定めたコンパクトシティの概念にのっとってするのであれば、今議員さんがおっしゃいましたような枠組みの中でやらなければいけないかと思っております。私もそういった枠組みがあるというのは聞いてはおったのですが、うちみたいな小さな町にそれが該当するのかというところもありましたので、担当課の方にその辺のところは任せていた部分がありました。私も踏み込んでそこまでやっていなかったのですが、ちょっと時間をいただいて、そういう国が示した概念のものが、もうちょっと勉強させていただいて枠組みを考えていきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

マスタープランの中にコンパクトシティは出ていないですね。コンパクトシティという計画はないですね。それは自分もこれを見て具体的なものはないのだなと思っていましたが、やはりそういうことでしたね。国の考えるコンパクトシティと、鞍手町の考えるコンパクトシティにズレがあるのかというのは、はっきり言ってありますよね。概念というか根本が違うのですから。それはいいとしましても、先程ちょっと言ったように、違うと言ってもコンパクトシティはこれから町を発展させるためにここに集約しますよと。集約都市みたいな形でやっている。将来的にはコンパクトシティという形で動く可能性がある、それも集約都市という名前だけで終わるかもしれないですけど、国のやるコンパクトシティ計画というものに将来的に乗り換える可能性もあるというふうな理解でいいのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程、三戸課長が答弁したのですが、その部分の概念とは多少のズレはあるのですが、結局目指しているところは概ね一緒かと私はそのように思っております。それから1点、先程答えるのに漏れがあったものですからお答えしたいと思います。交通手段のことで、ここ近々の2～3年後お年寄りには困るのではないかという話がございました。その辺も、いま集約やっておりますコンパクトシティを作ることによって、現実のところバスを अच्छに施設がある、こっちに施設があるということで、ぐるっと迂回させてバスを回しているような状況でございます。これが、今言っていますコンパクトシティに一元化されれば、南北線と



東西線をバスが真っ直ぐ走れるようになればもっと時間的に短縮ができるかと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

国の考えるコンパクトシティですね。同じようなものを鞍手町も考えているというようなところでしょうが、国がやっているコンパクトシティ化に乗っておけばこういうことも、ああいうこともいろいろな施策なり補助金なりがついてくると思います。実際に立地的成果計画に関わる予算、金融上の支援措置というものもあります。これは集約都市形成支援事業、コンパクトシティ形成支援事業、これはちょっと読ませていただきます。

立地的成果計画の作成を支援することにより、都市の中心拠点、生活拠点に生活サービス機能の誘導を図るとともに、その周辺や公共交通沿線に居住の誘導を図る、平成29年度においてはPRE活用計画、このPRE活用計画というのは町づくりのための法的不動産の活用を形成する際の支援対象に現行の地方公共団体に加え、地方公共団体と商工会議所等も含む協議会を追加するというので、こういうふうな計画の作成支援にあたっては、立地適成果計画に持続可能な土地、都市としてどのような姿を目指すのかを記載すると共に、定量的な目標値を掲載し、それにより期待される効果を定量化して計画と合わせて公表することを要件化するというふうに、これは計画を作って公表しなさいよと、そういう事業です。これらの対象区域は、都市計画区域内ということで、PREというのが町づくりのための公共的不動産なのですが、我が国の全体の不動産の占める4分の1ぐらいが公的不動産になっています。鞍手町も公的不動産がいくつもある、そういうものも合わせて使っていけるというようなこともありますので、自分も調べて専門家を見ると違うのかもしれないが、ここら辺をどのようにお考えになっているのかということをお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

立地的成果計画につきましては、国の制度ができたのが多分3年ぐらい前だったと思います。いろいろな検討は重ねてきたのですが、当初まだ公共施設を集約するという案はありませんでした。最近になって、病院と役場という案が出てきましたが、32年までに建替えるとなると立地的計画を作るだけでも2年以上掛かるということで、それを作って財源を活用するとなるとなかなか、作ったけれども活用できないということがありましたものですから、いまは、そこは考えておりませんが、先々民間投資等で有利な財源でもありますので、立地適正化計画については作っていく、これは県の方もできる限りそういう自治体を増やそうとしております。実際に直方市あたりは策定に向かって準備を進めていると聞いておりますので、鞍手町についても準備が整えばそういう方向の検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

ズレがあるかというのは言っても、先程答弁いただきましたので、今後進めていく上で、ちゃんとした計画と鳥瞰図があって、こういうふうにしていきたいというふうに、町民の皆さんにも見えるような形を作っていただきたいのですが、予算も伴うだろうし、予算以外にも人がかなりいます。いまの担当課だけでそれを作れるかといったらそれも人数的に厳しいものがあるというふうに思いますが、今後、鞍手町は本気でインターチェンジ前開発や、いろいろなものができて活性化させるには、将来2万人にしたいとか、そういうふうを考えるのであれば、いま一生懸命企画を練って、民間に任せるだけでなく町がそういう計画を作っていていただきたいと思います。その辺最後にどう考えられるかお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ありがとうございます。

議員がおっしゃるように、そういったことも今後踏まえながらやっていきたいと思えます。ただ1点、あまり行政が先走って鳥瞰図みたいな物を作ると、検討委員会の皆さん方を飛び越えたりとか、若しくは議会の皆さん方を飛び越えたりということも一つあるのです。そういったことも踏まえながら今後対応していきたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で竹内利一君の質問を終了します。

次に、4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

簡潔に質問しますので、的確な答弁をお願いします。

通告に従いまして、今回浸水対策1つに絞って質問させていただきます。

浸水対策につきましては、現在、六田川治水対策検討委員会で、河川整備や浸水対策の審議も行われてきています。しかしながら、町道本町～新延線の中山北区及び南区入口付近は、床屋とかパーマ屋さんがある付近は少しの大雨でも用水路の水かさが一杯になって、町内でもまず一番に浸水します。ちょうどこの役場の前から突き当たるまで、いま役場はここですので幹線道路、町長の通勤道路でもあります。そこが交通の妨げということにもなってきます。先月でしたか、4月の終わりでしたか、降水量が少し多い雨が降りましたけれども、その時にもあそこは浸かりました。消防を呼んで、警察も来ました。役場の建設課の方も見に来られました。浸かったら川と道路の境が分からなくなって、すぐ役場の方で分かるような

ガードをつけてもらいましたが、根本的にあそこをどうするかと、いつもいつも浸かるのを解消していただきたいということです。この間浸かった時には、六田川もほぼ満杯でした。ただ一番近い新川はそこまで満杯になっていないのです。この用水路自体が六田川に流されているというふうに聞いています。なぜ新川ではなく六田川なのか、どういう構造で流れているのか、浸水の要因について、町としてどういうふうに考えているのか、認識されているのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ご質問の場所は、この町道と藪牟田池から六田川に流入する藪牟田水路との交差する付近にあたるかと思えます。浸水の要因は大きく3つ考えられます。

1つ目、藪牟田水路より新川水路の方が、水路底が高いという位置関係の問題があります。この位置関係のため、藪牟田水路は六田川に放流するためにサイフォン状に新川水路の下をくぐっていることによりこの地点での水の流れが悪くなっていることが、まず一つの要因と考えられています。仮に新川水路へ放流したとしても、この位置関係上、新川水路の水位が上昇した時には藪牟田水路の方へ逆流する危険性があることなどから、新川水路の下をくぐって六田川に放流する手法がとられております。

2つ目に、町道本町～新延線と藪牟田水路が交差する付近は町道の位置がやや低く、このことも浸水の要因の一つになっているのではないかと考えております。堤防も若干その低さに応じて堤防自体も低くなっているのも一つの要因だと思っております。

3つ目に、大雨時には藪牟田水路の放流先である六田川も水位が上がり、水位の上昇に伴って放流能力は下がっていきますので、このことも要因の一つとして捉えております。

以上が原因かと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

あそこが浸水するというのは、もう何十年も前からですよ。上新橋、本町がまだ浸かっている状態のときからそういう状況ではありました。今、町長が要因を3つほど上げられましたが、これも以前から分かっていることでもあります。いまは本町から上新橋までは地上げで前ほどは浸からないような状況になってきましたが、しかし、先程言いました場所についてはいつも浸かると。もっと言うならば、北区の奥の方、8丁目というか、浄水場に向かって右側、あそこも低いのですよ、この間も浸かりました。北区だけで言えば、入口両方とも通れなくなるわけですよ。出入りができない、そういう状況になっています。これは本当に何十年も前から要因が分かっていたことで、これをずっと放置していること自体がおかしなことではないだろうかというふうに思います。先程町長が言われました3つの水路底が高いだとか、サイフォン状になっているだとか、町道が低いだとかというような要因を分かった

上で、どういうふうな対策を取っていただけるのか、考えられることと今後の予定も含めて、  
どういうふうに考えているのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

これは本当に悩ましいことで、私も生まれが上新橋で育っていますので、本当にあそこの水害は誰よりも私が一番見てきたのではないかなと、子どもの頃からずっと見ておりましたので本当に承知いたしております。これは、放置しているわけではないのですが、ただ概算で藺牟田の水路の放流先である六田川の治水対策を進めまして、六田川の流下能力を高めることなどで藺牟田水路の放流能力も上げる対策もあるのですが、準用河川六田川は治水対策検討委員会からの答申では、最も効率的で効果的な対策として「6橋の橋梁架け替えを含む河道拡幅」と「3つの調整池の設置」という対策案の提案が出されております。ただし、概算費用を計算いたしましたら約15億掛かると見積られて答えが返ってきております。今の段階では、財源確保等の課題もあって一気に進めることはできないのですが、ただ1点いま考えているのは、100円ショップのダイソーさんの方からまっすぐ猪倉の方に道を作っております。お百姓さんから田んぼを県の方が譲っていただいたわけでありますが、その後ろの方に田んぼの残地ができてございます。これをできれば町が取得して、そこに一時貯め升なり、何かを作って、要は、水は高いところから低い方に流れますので、そういった一時貯め升的なものも今から視野に入れながら、これは、私は技術屋でありませんので、それが良いのか悪いのかというのは、ここでは判断しかねるところではありますが、そういったことも踏まえながら、いろいろな策を考えているところでございます。当面のところは以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

六田川の治水対策で約15億掛かるということですが、ただあそこは浸水しないようにするために、六田川の治水対策15億掛けてやれば浸からなくなりますか。そうではないと思いますよ。あそこはサイフォン状になって、いくら流下能力を上げてても水嵩が上がれば、サイフォン状になっているのですから流れないですよ。毎年、毎年、毎回、毎回大雨が降る度にあそこは浸かるわけですよ。ですからその面も含めてちょっと考えてもらわないと、15億掛かるからいまは無理だとか、そこを変えてもどうなるかわからないとかを言われても、現時点でもずっと困っているわけで、ここは真剣に取り組んでもらえないだろうかというふうに思います。もう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程言われました河川の堤防が低いところもありますので、あそこから、私も浸かる状況も何度か見に行きました。あれから大分水が放流されて一体化になっているような状況も見受けました。堤防を嵩上げすればどうなのかなということも考えてもおります。要は、海拔から言いましても、鞍手町との海拔差というのがあまりないのですね。ですから、大潮の時には西川なんていうのはご存じかと思いますが、大潮になったら逆流して水が上がってきているような状況下でございます。これを何とかするというのは、もう一つ考えているのは、遠賀川にポンプアップして放流できないのかということも、いま行政内部でいろいろ検討しているところでもございます。もうちょっとお時間をいただければとそうように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

もう梅雨に入っているのです。これは毎年、毎年のごとで半分諦めている方もいらっしゃるかもしれませんが、短時間で、集中豪雨と言いますか、それが降っただけであそこはすぐ浸かるわけですよ。町長もご存じでしょうが。そして川の中に柵があって、ゴミをそこから流れないように柵が2カ所ぐらいあるのです。それを雨が上がったら建設課の職員が来てゴミを上げて、あれは大変ですよ。しかも雨が降っている状況でゴミが溜まったままだったら中は全然流れない、ゴミの柵の上からしか流れない。雨が止んで六田川の水位が下がるのを待つしかないのです。ですから、もう少しお時間を下さいと言っても、町長の考えだけでなく、先程専門家ではないからというふうに言われましたから、あれの根本的な解決策を専門家に聞いていただいて、早急にあそこを解消していただきたいというふうに思うわけですが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員さんから以前も質問を受けまして、いろいろと対策を練って、ここに資料もあるのですが、いろいろなやり方も検討いたしております。ところが、かなりのお金が掛かるものですから、ちょっと躊躇しているような状況であります。これは何とか国と県に、ここまでの規模になりますとうちの単費でどうこうというのはちょっと不可能かと思ひまして、これも何度か、上京しました時に随時お願いはしているところでございますが、まだまだ実行にまで至っていないというのが現状でございますが、そういったことは言い訳にしかありませんので、もう一度しっかりと陳情なりをやって、これに取り組んでいきたいとそうように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

お金が掛かるからということもあるでしょうが、どうやったらあそこは浸からないようになるのかというのを知りたいわけですよ、技術的に。お金を掛ければと言っても、どこに、どういうふうにお金を掛ければ浸水しなくてすむのかというのをまずは知りたいわけですよ。六田川を改善すればそれで直るのかといえば、多分そうじゃないだろうというふうに思いますから、完璧に浸水対策をするためにはどうすればいいのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

現在、藺牟田水路の水位の方が新川水路の水位より高くなった場合には、一部の水は新川水路に放流されるように、逆流防止弁の付いたパイプが設置されておりますけれども、パイプの径が小さくて放流できる水量が少ないので、パイプの径を大きくするというのが、一つの案でございます。ただし、この装置は藺牟田水路より新川水路の水位の方が低い時という条件下でしか効果が望めませんので、効果が出るタイミングは限定的であるというのが一つの課題でございます。もう一つは、町道本町～新延線のこの付近を嵩上げするという対策でございます。ただし嵩上げするには、橋梁の架け替えや道路の舗装、側溝の布設替え等を行う必要がありますので、測量費や工事費等の大きな事業費が必要になってくるというのがもう一つの課題でございます。

それと、3番目は、先程申しました藺牟田水路の放流先である六田川の治水対策を進め、六田川の流下能力を高めること等で藺牟田水路の放流能力も上げる対策でございます。以上が対策方法だと認識をいたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

なかなか難しいとは思いますが、少しでも改善されるように、この位の降水量だったら何とか浸水しないで済むだとか、先程のパイプの径を大きくするだとかということは、そんなに何億も掛かるわけではないと思いますので、そういうところからでも、町自体があそこを改善させるのだということを示すためにも、そしてあそこの浸水が1回でも減るように、ぜひ迅速に努力していただきたいというふうに思いますが、最後に町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

申し訳ございません。鋭意しっかりと取り組んでいきたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で、宇田川亮君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日13日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日13日を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 16時24分

平成29年鞍手町議会第3回定例会会議録（第3号）						
平成29年 6月14日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成29年 6月14日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
	平成29年 6月14日 午後2時06分					星 正 彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 員	2	須藤信一郎		3	川野高實	

職 務 席	議会事務局 長	渡辺智文	出欠	議会事務 次 長	長 浦 良	出欠
	町 長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課 長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課 長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課 長	石井通稔	出欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出欠
	税務住民 課 長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課 長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					



## 平成29年第3回鞍手町議会定例会議事日程

6月14日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第26号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第2 議案第27号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第28号 鞍手町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
- 日程第4 議案第29号 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第5 議案第30号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第31号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町一般会計補正予算第6号）
- 日程第7 議案第32号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）
- 日程第8 議案第33号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号）
- 日程第9 議案第34号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号）
- 日程第10 議案第35号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号）
- 日程第11 議案第36号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第37号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成29年度固定資産税の課税免除
- 日程第13 議案第38号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更
- 日程第14 議案第39号 専決処分の承認（平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）
- 日程第15 議案第40号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年6月14日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第26号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回の税条例の一部を改正する条例で、改正の具体的内容を教えていただきたいと思えます。それによって町民への影響はどうなっているのかというのを教えてください。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えいたします。

今回の改正につきましては、条例の改正の主な内容としましては、軽自動車税におけるグリーン化特例を、基準を見直した上で2年間延長する。それから、固定資産税におきまして保育事業に関するもので、わが町特例を規定したこと。それから上場株式等の配当所得については、いままでも所得税と住民税で異なる課税方式の選択が可能だったのが、地方税法の方でこの内容が明確化されたことに伴い規定の整備をすること等が大きな改正となっております。ほとんどが地方税法側で改正が行われ、それに伴って字句の整理、それから条ズレの整理等をする内容となっております。直接住民の方に、すぐに影響がでるといような部分ではないと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第26号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第26号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第27号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第27号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第27号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第28号 鞍手町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

**○4番 宇田川 亮君**

今回新しく条例を制定することにより、今まで書面だけで出していたものを、これはパソコンを通じて、インターネットを通じていろいろすることができるとのことなのでしょうか。具体的によく分からないので教えてください。

**○議長 星 正彦君**

総務課長。

**○総務課長 藤原 光徳君**

お答えいたします。

マイナンバー制度を利用した子育てワンストップサービスというものが、今年の7月から開始されます。それに向けて条例等に基づく手続きで、いままでは書面により行うことが定められていた申請書が、原則としてオンライン、ご家庭のインターネットを通じて手続きが可能となるようになりました。以上です。

**○議長 星 正彦君**

宇田川亮君。

**○4番 宇田川 亮君**

中身を見てみますと、今課長が言われた子育てワンストップですかね。ちょっとよく分からないのですが、これを見たらいろいろなことが、処分がどうのこうのとか、いろいろ書いていますが、例えば、行政処分の通知等におきましてもインターネットでポンとメールで送るだとか、それでOKだというふうにもとられますし、何かありとあらゆるものに通じているのではないかなというふうに思いますけれども、その辺どういうことですか。マイナンバーはみんな持っていますが、例えば、住民票が取れるだとか、いろいろなことも含めての制定なのでしょうか。

**○議長 星 正彦君**

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今議員さんがおっしゃいましたように、住民票とかは今のところは考えられておりません。子育てワンストップサービスというのは、児童福祉とか保育の関係に限定されております。申請に関しては、いままで申請書を書面でしかできなかったのですが、それがパソコンを通じて申請されるようになります。そして処分等というのは、役場の方からも本人さんに対して処分をする時に書面でということだったのが、それもパソコンに返信できるようになったのがこの条例の内容です。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

この条例を見ると、子育てうんぬんというのが一言もないのです。今の課長の答弁を聞きますと、子育てに関することに限定されるような答弁だったと思うのですが、全般的に影響するとか、そういうことにも考えられるわけです。もう一つは、安全性ですが、一言安全性を確保するように規則で定めるということも書いてありますが、全然違う方が家庭のパソコンを見て何かいろいろなことができるだとか、いろいろな事が考えられるのではないかと思うのですが、個人情報をつまみ取るだとか。そういうことも含めて安全性についてどういうふうに考えられているのかも含めてお答えください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

まず、子育てワンストップサービスというのは、実施時期が29年7月からになっていますが、それは児童手当が最初にあります。その後、今年9月以降、30年になりましたらという感じで保育、1人親支援とか、母子家庭に関して次々と業務がまた新たに入ってくる、今のところは予定になっております。先程議員さんがおっしゃいましたように、住民票というのはまだ取れません。安全性の確保につきましては、マイナンバーカードを使用しておりますので、ご自宅のパソコンを使いましてカードのリーダーライターというのを購入してもらって、マイナンバーカードをその中に入れてもらって、本人確認はするようになっておりますので、第三者がマイナンバーカード無しに、その人の個人情報を確認するということは想定しておりません。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

子育てに限定されるのか？そういうふうには見えないが。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

この条例の中では、まだ子育てに限定するものにはなっておりませんが、将来オンライン化をして、この先いろいろな業務が新たに加わってくる可能性がありますので、この条例をいま新しく制定するものです。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

町民側の方からの利便性のことはよく分かったのですが、この目的の中に行政運営の簡素化及び効率化に資するというふうにあります。行政側としてはどのように具体的に効率化、簡素化ができるのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

住民の利便性が一番なのですが、行政側にしましたら、わざわざ本人さんに来てもらわなくても手続きがオンラインでできるということです。そして将来的にはプッシュ機能というのがあります。本人さんに行政側のお知らせを相手の方のパソコン等にお知らせできるようになりますので、そういう便利な面もあると思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

私の考えるところ、要するに窓口業務が減るといふようなことで効率化が図られるかなというふうには思いました。ただ、全ての窓口関係が全部オンラインで繋がっているということにはならないのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

全ての業務がオンラインで繋がるということは今のところはありません。住民票とかに関しましては、まだ住基ネットというシステムがありますので、そちらの方を通じてやっておりますので、全ての業務がオンラインで繋がるということは想定しておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この28号と、後ほど出てくる29号の個人情報の関係もありますが、荒尾市の市役所の職員が業務の中で個人情報を取得して犯罪に結び付いていたというようなことが今日の新聞に載っていました。業務の一つとして、端末から他の情報を、鞍手の職員が取得するということになり得ることはないのかどうかと、また、それを防止する対策はきちんとできているかどうかについてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

今日、荒尾市の情報が入っておりましたが、この新しい条例の第7条に、手続き等に係る情報システムの整理等というのがあります。その中で、その他必要な措置というのがありますが、この必要な措置とは何かと申し上げますと、町の職員の情報活用能力の向上のための取組、具体的には職員研修等をこの条例の中では考えております。規則の中でも管理規則というのはきっちり設けて、セキュリティのポリシーもきっちり整備して、これに対応できるように、町の職員がこういう不正なことが起こらないように、こちらの方からも監視していきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第28号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第28号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第29号 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

非常に長い条例の名前ですが、具体的にはどういうことを指している条例なのかを分かりやすくお願いします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

この条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、いわゆる番号利用法というのがあります。その中で、第19条の8号というところに特定個人情報の提供制限について、例外事項の追加というのが法律の中で追加がされました。それに基づきまして、個人情報保護条例と次の鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条

例というのが、法の改正によりこの条例が改正になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第29号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第29号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第30号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第30号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第30号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第31号 専決処分の承認(平成28年度鞍手町一般会計補正予算第6号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の46頁をお開きください。

1款 議会費及び2款 総務費について、46頁から71頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

59頁の定住促進奨励金についてです。165万6千円ほど減額になっています。当初予算からすれば1割強が減額になっていますが、当初は何世帯の予定で予算を組んでいて、実質的には何世帯が利用されたのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

当初予算では198世帯予定しておりました。最終的に実績の世帯数としましては182世帯でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

182世帯が利用されたということですが、その内の町外の方の利用件数は何世帯ですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

182の実績の内、町外から転入された世帯は89世帯でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、70頁から107頁まで質疑はありませんか。

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

72頁の障害者福祉費で、これは利用者が減少したということで減っていますが、この内容を教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

鯉坂議員、今の質問についてですが、歳入歳出全般の中で再度整理して答弁させますので、質問の意味が十分こちらの方に伝わっていない部分もありますから、それでよろしいでしょうか。歳入歳出全般で質疑を受けますから、その中でもう一度質問していただくということで。そして整理していただきたいと思います。

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、106頁から127頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

117頁の特産品販売促進事業補助金ですが、354万円減額となっています。その理由についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

この事業は、JA直鞍に対し特産品の販売、それから特産品の試験研究費ですね。あるいは観光農園、そういったものを委託して観光ピーアールしようという事業で、当初414万



7千円を予算措置していました。しかしながら、これは半分の約200万余につきましては、ぶどう等の売上代金が発生しますので、実質補助費としては207万2千円程が実際の補助金額ということで予定をしておりました。しかし、昨年は天候不順で古賀サービスエリア等々で予定しておりました特産品の販売が中止になる。あるいは、道の駅むなかた、グローバルアリーナで予定しておりました特産品の販売、これが雨天により販売数がものすごく減少した。あるいは、観光農園については予算措置をしておりましたが、KBCラジオ等が行う事業に乗っかる形で予算を支出する必要がありませんでした。こういうものでありまして、146万5千円程を支出することがございましたので、その分を含めて減額しております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から13款 諸支出金について、126頁から163頁まで質疑はありませんか。

須藤 敏夫君。

○13番 須藤 敏夫君

127頁 消防費の中で報酬の部分が合計127万6千円減額になっていますが、消防団員の定足数を満たしていないのか、それとも辞めた方が多かったのか、その理由を教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。条例の中では定数は200人となっておりますが、この定数は満たしていませんのでこの分で予算を減額しております。200人に対して実績は158人となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

12頁をお開きください。

歳入は一括して質疑をお受けします。

12頁から45頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

19頁、福祉人権課の児童人権係が2千万円ほど減額になっています。これは、公立、私立の保育所の利用負担金が大きく減少していますが、その理由についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

公立保育所の利用者負担金につきましては、他市町村の運営費といたしまして、当初、月26人見込んでおりましたが19人となり、約700万円の減額となっております。残りは今年度所得状況による階層の差によるものと考えております。私立保育所につきましては、当初、月193人見込みが概ね5.8人、約70か月分が減額となり、今年度の所得状況の階層の差により減額になったと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

21頁です。建設課建築係の277万9千円で、その内の町営住宅使用料、改良住宅使用料滞納金分の繰越金分。あと、町営の浄化槽の使用料改良住宅浄化槽使用料の滞納分を含めて、全て277万9千円が減額になっています。その理由についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

お答えいたします。

町営住宅の使用料につきましては、最終的な調定額が公営住宅につきましては1,397万6,300円でしたが、これに対しまして収入額が1,313万9,900円ということで収入率が94%となっております。また、改良住宅につきましては、調定額3,920万7,700円に対しまして、収入済額は3,680万8,700円で収入率は93.8%ということで、前年度と比べますと公営住宅の方で0.8ポイント、それから改良住宅の方では0.4ポイントほど収入率は落ちております。

浄化槽の関係につきましては、28年度から町の方で取扱いをしました。それまで地元の方で取扱いをしていただいていた分ですが、これにつきましては、使用率が5月の出納閉鎖になりました時点で、公営住宅で80.5%、改良住宅で91.2%ということで、ちょっと滞納になっておられる方が多いと。原因を調べてみましたところ生活保護をもらわれている方がその中に多く含まれていると。生活保護費の中に住宅の使用料の部分は含まれているけれども、浄化槽の使用料については含まれていないので、その分が滞納になってきているということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

滞納ということですが、額としては73万5千円とか64万円とか、また浄化槽の使用料

も46万とか39万円ということですが、この住宅と浄化槽との滞納者が同じなのか、違うのか。また町営住宅、改良住宅にしても、特定の数人の方だけの滞納なのか、または広く1か月、2か月だけの滞納なのか、どういう状況で滞納になっているのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

使用料は浄化槽についても、多くは同じ方がどうしても滞納されているということで、特に公営住宅では7世帯、その中でも2世帯についてはかなり慢性化しておりまして、それ以外のまだそんなに滞納になって長くない方については、いろいろご相談をしながら解決をしていくように努めております。改良住宅につきましては、滞納世帯26、そのうち特に厳しい状況が3世帯ございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

予算上はこういう状況だとしても、特定の慢性化というか、長期に滞納している方については何かしかの方法を取っていかないといけないと思うのですが、そのあたり、町長としてはどのように考えているのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。そうですね、議員がおっしゃるように、当然のことながらこれは回収すべきだと思いますけれども、なかなかお体の悪い方や色々、諸々も私のところに決裁を取りに来たときに聞いています。そういったところも加味しながらしっかりと回収していきたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

先程の鮎坂議員の質問に対して答弁をさせます。

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

75頁をお開きください。質問は中段の障害福祉サービス20節、扶助費の474万7千円の差額はということで、またこの人数はということでお尋ねがございました。今年度訪問系サービス給付費につきましては、総額で299人の状態でございます。当初予算につきましては324名で54名の差となっております。続きまして通所系サービス給付費につきましては、当初1,536名を見込んでおりましたが、結果といたしまして1,660名、

これは微増でございました。入所系サービス費につきましては、1,572で、ここにつきまして、これは延べ数になっておりますが1,660名で、その他サービス給付につきましては512人を予定しております、結果といたしまして417件という状況でございました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第31号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第31号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第32号 専決処分の承認(平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第32号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第32号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第33号 専決処分の承認(平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第33号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第33号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第34号 専決処分の承認(平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第34号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第34号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第35号 専決処分の承認(平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第35号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第35号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第36号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の12頁をお開きください。

2款 総務費及び3款 民生費について、12頁から15頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

13頁の庁舎等の建設に関わる場所ですが、上の段にアドバイザー報酬費が11万ほどついています。いま町長との建設検討委員会が開かれて検討されている場所ですが、なぜこのアドバイザーが必要なのか、その理由についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。いま議員がおっしゃいますように、庁舎等の建設の検討委員会が2回すでに終わりました。その中で中央公民館周辺というふうな候補地が挙がっています。くらで病院と一体的に開発をするのが想定されるため、くらで病院建設の検討委員会の委員に都市デザインに精通する近畿大学産業理工学部の教授がいらっしゃいますので、一体化を考える上でもこの教授に適宜アドバイスを求めるためにアドバイザー報酬費として上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ちょっとおかしくないですか。行政側からそもそも一体的なものとして考えているということで、このアドバイザーを必要とするわけでしょう。検討委員会はそういうように一体的に考えると、そういったことを含めて考えるわけで、一体的じゃないということ結論出すことだってあり得るわけでしょう。それをどうして、行政がそもそも一体的なものとしてそういうアドバイザーをつけるのですか。行政が最初に一体的な建設ありきでいっているということの裏返しになるのではないですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そういう意味ではございません。近大の先生は都市工学、町全体のところを見ていただくという意味でセットしたものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

全然、当初の課長の答弁と違うではないですか。そもそも検討委員会で都市工学がうんぬんよりも検討委員会というのがそもそも町長の諮問を受けて答申を出すべきところですから、それに横からアドバイザーの人がこうじゃないですか、ああではないですかと言うと、検討委員会の中で審議に邪魔というか、住民本位の考えから外れることになりかねないでしょう。むしろ、かえってアドバイザーのアドバイスが、いま流行りで言う、付度を受けてある方向に流していくという可能性があるから、私は必要ないと思いますが、どうですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

いま中央公民館の町営の野球場が病院の第1候補地となっております。その地質調査をしております。その中で地質調査の結果を見まして、そこもまた近畿大学の教授に意見をお伺いするためにもアドバイザーとして、ここで上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

庁舎等建設のところなのですが、市町村役場機能緊急保全事業債の適用条件を満たすために耐震診断を行うということになっている、839万7千円付いていますが、これは現在の庁舎の耐震診断を830万かけてやるということですかね。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

議員がおっしゃいます通りこの庁舎です。この庁舎の総務課から、旧館と言っているのですが、建設課の増築した部分は外して、総務課からこっち、そしてこの議事堂も含めてなんです。それと議会事務局がある、その3つを耐震診断して、この耐震診断をしてI S値というものを求めないことには、この市町村役場機能緊急保全事業の起債が受けられませんので、これが最低条件となっておりますので、耐震診断の調査業務委託料を上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

これは町の単費でやるわけでしょう。診断基準を満たしていないというのは明らかなのに、細かい数値まで出すためにこれだけのお金を掛けてしないといけないということ自体がちょっとおかしいのではないかというふうに思うわけです。機能緊急保全事業債を借りる上でも、例えば、コンパクトシティの関係も含めて機能をコンパクトにやるだとか、集中するだとかいうことも含めての事業債に入ってくるのではないかと思うのです。はっきり言って無駄なお金だというふうに思うわけです。国に資料を出すためのお金だけの話で、そこはちょっと交渉してという話はできないですかね。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

まず、事業債を受けるため私達も当然この昭和31年に建て60年経っているのです、それは必要ないでしょうということは思っていたのですが、県にヒヤリングに行った後に建設の情報センターというところでお伺いしているのですが、そちらの方は必ず事業債を受けるには耐震診断をした後に評価をして、I S値を出す、というのが必要条件となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それはそう言うでしょう。ちゃんと書いてあるのですから。項目の中に入っているのですから。だけど、ここでいろいろ論議してもしょうがないかもしれませんが、そこはやっぱりちょっと交渉して、少しでもそういうことにお金を掛けなくて、もっとこっちの方にお金を掛けるとかという方法をとれないものかと、町長の手腕に期待しております。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

実は私も東京に上京しました時に、財務大臣の麻生さんのところに行って、その件もお伺いしたのです。こんなことは無駄ですから何とかならないですかということを行いましたら、やはりこれを出さないと駄目だということみたいです。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費及び7款 商工費について、14頁から17頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

8款 土木費及び10款 教育費について、18頁及び19頁について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

住宅耐震改修促進事業費で90万付いていますが、これの中身、件数またどういう改修なのかというのを分かれば教えてください。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

お答えいたします。平成28年度まで県の方で行ってございまして、市町村が窓口になっておりました事業がありました。これでは耐震改修費の20%、金額にして30万円上限の補助金が交付されるという制度でしたが、これが一旦昨年度で終わりをまして、平成29年度から32年度まで4年間新たに行うことが決まったということで、3月31日の日に県の方から連絡があったのですが、耐震改修費については今までの20%が25%となりますが、金額の上限は30万円が変わらないと。それと新たに新規の事業といたしまして、防災ベッド、耐震シェルターの購入設置というものに対して補助率23%、金額の上限15%で補助がされるというものでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

件数は。

○建設課長 白石 秀美君

一応補助の上限が、耐震の場合30万円、防災ベッド、耐震シェルターについては15万円ですので、その倍数にあたるところで90万円、去年も一応90万円、上限が3件分ということで上げさせていただいていましたので、それで今回まずは上げさせていただきました。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

上限30万というのは変わらずに、新たな項目も追加されたわけですが、結局これほとんど



ど使われていないですよ。補助率を20%から25%にして、あとシェルターなどに15万ほど付けても何ら変わらないのではないかと。新たに補正で付いたもので、やっと申請者がいたのかなと思って質問したわけですがそうじゃないのです。また予算で上げただけということなのでしょう。これは、県はどういうふうに言っているのでしょうか。ほとんど使われていない、県全体ではどういう状況なのか分ければ教えてください。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

県の方の状況について調査した数値が県の方から通知がありました。本町のように県の窓口となってやっている、特に自分のところで追加の補助とかをしていないという団体が24団体、追加の何らかの補助、これは金額的にはかなり幅がありますけれども、少ないところでは10万、20万、あるいは県と同じ額をとるところが結構多いかと思いますが、多い所では80万ぐらい補助されるというところもあります。それが大体33団体、残りの3団体につきましては、特に県の窓口ともなっていない、何もしていないという状況です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

私もこれの資料を持っていますが、使われない理由としては上限自体が少ない、住宅改修、耐震化するのにですね。ここを調査するだけで830万も掛かるわけで、それをまた実際に工事して耐震化にするということ言えば、半分以上の市町村が独自に県の分と合わせて、追加でやっているわけです。そうもしないと、なかなかこれは耐震化というのが進まないというふうに思うわけです。ぜひ町でもその分を追加というようなことで、新たな条例を設けるということやっていただきたいと思いますが、町長の考えをお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員の言われることは本当に重々私も分かっております。担当課と私、協議をしたのですが、これは使えないねということも話しておりましたし、県がどこまでの思いでこれを取組まれているのかということも、僕もそこは一抹の分からないところがございます。議員がおっしゃるように、当然のことながら最終的に個々の家での負担率というのがかなり多くなろうかと思しますので、ただ、うちの財政状況を鑑みますと、ドツときた時はどうなるのかということもちょっと考えなくてははいけませんので、これ、一旦お預かりさせていただいて、町村会を通じてこの辺の部分も、もう1回県の意向をお尋ねして、こちらもそれに対して取組んでいきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

同じく19頁、上の段に城ヶ崎団地13号線の改良事業について、設計測量委託料が33万1千円付いています。これは当初予算でも200万程付いていたと思うのですが、どうして追加補正になったのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

城ヶ崎団地13号線の道路改良事業については、当初で予算、工事費が650万円と委託料200万円を計上させていただいておりますが、200万円につきましては、路線測量分といたしまして上げておりました。測量については委託するが、設計については自前で行おうという思いで予算措置をしておりましたが、4月1日付けの職員の配置の中で土木系の技術者が1名不足するような欠員の状況になりまして、体制的に年度内の完成をということで考えた時に、これは設計も委託に切り換えさせていただきたいということで、その設計に関する委託料分を追加させていただきました。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今回の理由はよく分かりましたが、今後についても工事については設計が伴ってくるわけで、そういったときに職員が足りないからということで、全てを委託にしていれば職員を雇用するよりも、かえって経費が掛かるようなことにもなりかねないのではないかなと思いますが、その辺については町長の答弁になるうかとは思いますが、どうですか。

○議長 星 正彦君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

町長ということでございますが、私の方から答弁させていただきたいと思えます。去年の暮れに1名建設課の技術職員が退職いたしました。その時点ですぐ採用というのはなかなか難しい状況でございましたので、こういった委託料の追加ということが発生したということでございますが、いま土木の職員の募集を行っています。早期にそういった職員の欠員等を解消したいということでいま進めておりますので、そこのところはご理解いただきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

8頁をお開きください。

歳入は一括して質疑をお受けします。

8 頁から 11 頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 36 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 36 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 12 議案第 37 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成 29 年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 37 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 37 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 13 議案第 38 号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

#### ○4 番 宇田川 亮君

新たに介護サービス、それから在宅医療に関する業務を行うということで、定款の中に追加されるということですが、まずこの拠点はどこでやるのでしょうか。今度移転という話も出ていますが。老健施設は残しつつ、町立病院だけ移転という形ですか、どちらが拠点になってくるのでしょうか。

#### ○議長 星 正彦君

総務課長。

#### ○総務課長 藤原 光徳君

19 条の 7 号なのですが、介護サービス等に関する業務を行うことというのは、居宅介護支援センターというものを本年の 4 月より開設しております。その拠点になりますのは老健

施設の事務室内で行います。それと、8号の在宅医療に関する業務に関することにつきましては、訪問看護ステーションというものを、これもまた29年4月から開設しております。拠点としては、病院の事務室の一画としております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

具体的に、いま居宅介護支援センター、それから訪看ステーション、これは訪問看護だけでなく訪問診察もやるのかどうかというのと、具体的にどういう業務を行っていくのかというのを分かれば教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

居宅介護支援センターというものは、自宅で介護サービスを受けるため、要介護者に最適なサービスを利用するために必要なケアプランを作成する事業所であります。訪問看護ステーションは、これまで訪問看護というものがくらはて病院にはありました。しかし、これまでくらはて病院の医師が主治医の患者に対して提供を行っておりましたが、ステーション化することにより、他の医療機関の医師からも指示書により訪問看護を行うことができるようになっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この両施設についても今年4月から開設しているということですが、3月の議会には、くらはて病院の中期計画が出されています。その際に、やはり在宅医療と介護の推進ということで、その中期計画の中にも入っているわけですね。なぜここで定款の変更が出されたのか、本来ならば3月の議会の定例会の時点で定款の変更を出すべきではなかったかと思いますが、いかがですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

議員ご指摘のとおり、今年4月より開設しております。この居宅介護支援事業と訪問看護ステーションの開設にあたりまして、県より現在の定款の第19条に示す業務の範囲に該当しないと、この業務の中には入っていないということが判断されました。しかし、4月の開設の許可はされておりますが、その中で直近の議会で議決を受け、福岡県に提出することが要件として開設の許可を受けております。文言に対しても、同一事業を行っております地方独立行政法人芦屋中央病院が定款に記載している文言をそのまま利用しておりますので、それ

は福岡県の確認はあらかじめとっております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ということは、県から指摘されて定款の変更をしたということですから、それ自体が恥ずかしいことじゃないですか。3月で間に合わないのなら、中期計画を作る時点でこういった在宅医療だとか介護の推進をするというふうになっているわけですから、当然そこは定款との照合をして、この定款にそぐわないところがあるのならば、本来、先に定款の変更をしてから事業を始めるべきだと思います。そういった意味からすれば、怠慢とは言いませんが、行政として非常に由々しき問題ですよ。他の県から指摘されて定款の変更を出すということ自体、非常に問題があるというふうに思いますが、町長はいかが考えていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。議員の言われることも最もだと思います。ですが、一つは病院が独立しています。独立行政法人になっています。我々が行政としても、いつも病院を監視しているわけではございませんので、その辺のところ、向こうが業務を進めるところに至っては、多分連携が少し取れていなかったのではないかなと思っております。その辺につきましては、お詫びを申し上げたいなどそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

中期計画も中期構想に基づいて中期計画が出ているわけです。町長が中期構想を出しているわけです。それに基づいて病院が中期計画を作ってきて、こういう業務をしたいというふうに言っているわけで、また、そもそも独立行政法人くらで病院の開設者は鞍手町ですよ。鞍手町が開設者であって、定款をよく認識していなくてそこに漏れがあったこと自体が問題なのです。そういうことを、もうちょっとしっかりしてもらわないと、要するに遡及して交付の日から施行し、4月1日から適用すると。これ自体が問題だと思います。こういうことがないように、きちんと行政として業務をしていただかないと困るし、町長は町長で、1から10までくらで病院を監視することはできないとかを言うわけでなくて、くらで病院は鞍手町が開設しているわけですから、きちんとそこところは把握してもらおうようにしてもらわないと困ります。答弁を求めます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるように、町が開設者とちゃんと病院の定款に書いています。開設者は鞍

手町ということになっています。今回におきましては、私の部下に対する指導不足だったと  
思っております。本当に申し訳ございません。以後しっかりと取組んでいきたいと思ってお  
ります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 38 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 38 号は民生産業委員会に付託することに決定しま  
した。

次に、日程第 14 議案第 39 号 専決処分の承認(平成 29 年度鞍手町国民健康保険事業  
特別会計補正予算第 1 号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 39 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 39 号は民生産業委員会に付託することに決定しま  
した。

次に、日程第 15 議案第 40 号 平成 29 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予  
算(第 2 号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 40 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 40 号は民生産業委員会に付託することに決定しま  
した。

この際休会についてお諮りします。

明日 15 日から 19 日までの 5 日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日 15 日から 19 日までの 5 日間は委員会審査のため休

会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 14時06分

平成29年鞍手町議会第3回定例会会議録（第4号）						
平成29年 6月20日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成29年 6月20日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
	平成29年 6月20日 午後1時18分					星 正 彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 員	2	須藤信一郎		3	川野高實	

職 務 出 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 次 長	長 浦 良	出欠
	町 長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課 長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課 長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課 長	石井通稔	出欠	上下水道 課 長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課 長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課 長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					



## 平成29年第3回鞍手町議会定例会議事日程

6月20日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第27号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第32号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正  
予算第1号）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第34号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費  
特別会計補正予算第2号）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第35号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設  
維持管理運営費特別会計補正予算第2号）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第39号 専決処分の承認（平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計  
補正予算第1号）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第38号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更  
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第40号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第26号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）  
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第31号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町一般会計補正予算第6号）  
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第33号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別  
会計補正予算第4号）  
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第28号 鞍手町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第29号 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を  
識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律  
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第30号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第36号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）  
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第37号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成29年度固定資産  
税の課税免除  
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 閉会中の継続事件

平成29年6月20日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第27号から日程第7 議案第40号までの7件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第27号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

議案第32号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号）。

議案第34号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号）。

議案第35号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第2号）

議案第39号 専決処分の承認（平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）。

本委員会は、6月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第38号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更。

議案第40号 平成29年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

本委員会は、6月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第27号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第34号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第35号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第39号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第38号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第40号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第27号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第32号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第34号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第35号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第39号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第38号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第40号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 27 号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第 27 号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第 32 号 専決処分の承認（平成 28 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第 32 号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第 34 号 専決処分の承認（平成 28 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第 2 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第 34 号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第 35 号 専決処分の承認（平成 28 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第 2 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第 35 号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第 39 号 専決処分の承認（平成 29 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第 39 号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第 38 号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第 38 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号 平成 29 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第8 議案第26号から日程第15 議案第37号までの8件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

**○6番 田中 二三輝君**

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第26号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）。

議案第31号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町一般会計補正予算第6号）。

議案第33号 専決処分の承認（平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号）。

本委員会は、6月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第28号 鞍手町行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例。

議案第29号 個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

議案第30号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例。

議案第36号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）。

議案第37号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成29年度固定資産税の課税免除。

本委員会は6月14日付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

**○議長 星 正彦君**

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第26号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 33 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 28 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 29 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 30 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 36 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 37 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 26 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 31 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 33 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 28 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 29 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 30 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第36号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第37号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第26号 専決処分の承認(鞍手町税条例の一部を改正する条例)を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第31号 専決処分の承認(平成28年度鞍手町一般会計補正予算第6号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第31号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第33号 専決処分の承認(平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第33号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第28号 鞍手町行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成29年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第16 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から、目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成29年第3回定例会を閉会します。

閉会 13時18分



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 須 藤 信一郎

議員 川 野 高 實

平成29年6月20日

鞍手町議会

議長 星 正 彦

### 閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査